

## 第2期基本計画各論（案）

- 将来都市像と施策体系
- 基本的施策（施策1～施策13）
- 経営的施策（施策I～施策IV）

## <将来都市像と施策体系>

### 自分らしく輝けるステージ・生駒

#### まちづくりの総合指標

総合指標① 生駒市への転入超過人口（純移動数）

総合指標② 「住んでいる地域が住みやすい」と感じている市民の割合

総合指標③ 「まちや地域をより良くしていくための活動に参加している」市民の割合

1 安全で、安心して健康に暮らせるまち

2 未来を担う子どもたちを育むまち

3 人権が尊重され、市民が輝く、文化薫り高いまち

4 人と自然が共生する、住みやすく活動しやすいまち

5 地域の資源と知恵を活かし、魅力と活力あふれるまち

6 持続可能な行財政運営を進めるまち

#### 戦略的施策

基本的施策及び経営的施策の中で、本市の特性や基本構想で掲げる「戦略的なまちづくりの視点」である生活・社会・都市構造の3つの視点を踏まえ、「まちの価値を生み出す」ため、分野横断的に展開する施策

基本的施策  
まちづくりの分野別に今後必要な基本的な取組の方向性を示す施策

1 市民自治活動・学び

2 人権・多文化共生

3 子ども・子育て支援

4 学校・教育

5 高齢者支援・障がい者支援

6 地域福祉

7 健康づくり

8 防災・減災・消防

9 産業・雇用就労

10 生活環境

11 脱炭素・循環型社会

12 街の空間づくり

13 都市基盤

#### 経営的施策

基本的施策を推進するために土台となる持続可能な行財政運営を推進するために必要な取組を示す施策

I スマートシティ・DX

II 市民協働・公民連携

III 広報広聴・シティプロモーション

IV 行政経営



令和9年度（2027年度）末に

めざす状態

（施策目標）

自ら学び、地域活動や市民活動に取り組む市民が増えている

施策の主な方向性

（1）持続可能な身近なコミュニティづくり

① 地域コミュニティの活性化

自治会や市民自治協議会※1、複合型コミュニティ※2（愛称：まちなえき）等、地域ごとの特性を活かした身近なコミュニティが持続的に発展するよう、コミュニティの活動を支援します。

② 様々な分野における市民活動の展開

持続可能なコミュニティづくりに向けて、市民活動につながる多様な人や団体を発掘するとともに、交流等を通じた活動に対する伴走支援を行います。

（2）主体的な学びの場の創出

① 自己実現や地域貢献につながる学びと交流の場の創出

市民の自己実現や地域貢献につなげるため、市民が主体的に学び、交流する場や機会を設けます。民間の力を活用しながら、市民の多様な活動が推進される施設運営を目指します。

② まちづくりの拠点としての図書館づくり

誰もが学ぶ機会を設けるとともに、人と本、人と人が出会う本を通じたコミュニティをつくりまします。

（3）文化振興による市の魅力向上

① 歴史文化を通じた郷土愛の醸成

多世代の市民が本市の歴史文化に関心を持ち、学ぶことを通じて郷土への愛着を高め、郷土を未来に引き継ぐ大切さについて考えられるよう、学びの機会の充実や文化財等の保存活用を進めます。

② 文化芸術を通じた市民の活躍とまちなえきの活力の創出

文化芸術活動に親しむ市民を増やすとともに、市民との協働で音楽文化の裾野を広げることにより、「音楽のまち生駒」の推進を図ります。

市民や事業者ができることの主な取組イメージ

- まちづくりに関心を持ち、地域活動や市民活動の理解を深め活動する。（市民・事業者）
- 関心のあるテーマの講座やイベントに積極的に参加する。（市民）
- 本に親しむとともに、人と本、人と人をつなぐ事業に主体的に参加する。（市民・事業者）
- 鑑賞や体験等、自ら文化芸術に親しむ機会を持つ。（市民）
- 刊行物や市から発信された情報から、市の歴史にふれ関心を持ち、まちなえきの魅力を知る。（市民・事業者）

※1 市民自治協議会：生駒市自治基本条例に規定しているもので、市民は、個性的で心豊かな地域をつくるため、一定のまとまりのある地域において、自治会、NPO等の多様な主体で構成される市民自治活動を行う組織。  
 ※2 複合型コミュニティ：地域の子どもや高齢者はもちろん、子育て中の人や働く現役世代の人、地域内外の企業、NPO等の市民団体等、あらゆる主体がそれぞれの役割と相互に関わる場を持ち、時には参加者として、時には企画・運営側としてコミュニティに参画することで、地域に必要なあらゆる分野の活動が自律的に生まれる一定範囲内における主体間のつながり。  
 ※3 市民活動創発プラットフォーム：愛称はBASE生駒。参加者全員が対等な立場で、生駒のためになる様々な内容を話し合いができる基地であり、生駒が好きなたちが繋がるハブ拠点となりたいという想いで名付けられた。

現状と課題

現状（取組成果）

- ① 市民自治協議会や同準備会に対して、財政的・人的支援を行い、立ち上げや継続的な運営への支援を行っています。
- ② 地域コミュニティの中核である自治会の活性化のため、運営や活動拠点のデジタル化等を支援しています。
- ③ 複合型コミュニティ（愛称：まちなえき）づくりに取り組む自治会の増加に向けて、スタートアップ支援及び継続的な伴走支援等を行っています。
- ④ 市民活動創発プラットフォーム※3を運用し、人と人のつながりや仲間を増やす取組を行っています。
- ⑤ 「いこま寿大学」や「IKOMAサマーセミナー」、「i school」等、多様な学びの場を市民との協働により創出しています。
- ⑥ 身近な場所で様々な学習や文化芸術活動に親しむ環境を整えています。
- ⑦ 誰もが利用しやすい図書館を目指し、宅配、音訳、知的障がい者の読書サポート等に取り組んでいます。
- ⑧ 各分野の資料調査や研究成果の講演会等での発表、史料集の発行等を行い、ボランティアの協力を得て、みんなで「生駒市史編さん」作業を進めています。
- ⑨ 市史編さん事業や生駒ふるさとミュージアムにおける各種事業を通して、幅広い世代の方が歴史文化に関心を持ち、理解を深められるよう取り組んでいます。
- ⑩ 「市民みんなで創る音楽祭」等、市民との協働により「音楽のまち生駒」を推進しています。



主な課題

- ① 地域住民の市民自治協議会に対する理解や関心が低いと、同協議会の仕組みや必要性を知ってもらう機会をつくる必要があります。
- ② 様々な年齢層が自治会活動に参画しやすい環境を整備する必要があります。
- ③ 複合型コミュニティ（愛称：まちなえき）づくりに取り組む自治会の増加及び活動の継続に向けた取組を検討する必要があります。
- ④ 市民活動創発プラットフォーム等を通じて、新たな市民活動の担い手を発掘する必要があります。
- ⑤ 自己実現や地域貢献等の行動につながる学びを充実させる必要があります。
- ⑥ 生涯学習施設の新たな利用者層を広げる取組が必要です。
- ⑦ 本や読書に関心が低い方に対する読書啓発や、図書館へ来館しない方への利用促進が課題です。
- ⑧ ⑨ 身近な地域の歴史や文化財を知る機会を多世代に広げ、まちへの愛着や誇りにつなげることが必要です。
- ⑩ より幅広い世代の方が、文化芸術活動に親しめるよう取組の充実が必要です。

参考資料

関連する主な分野別計画

参画と協働の指針、教育大綱、社会教育基本方針及び重点目標、子ども読書活動推進計画

関連する他施策の主な分野別計画

子ども・子育て支援事業計画、障がい者福祉計画

施策の進捗状況を測る代表的な指標

I		II		III	
複合型コミュニティ（愛称：まちなえき）の拠点数（拠点）		市民参加が盛んなまちと答えた人の割合（％）		学習・文化活動が盛んなまちと答えた人の割合（％）	
策定時	目標値	策定時	目標値	策定時	目標値
(R5.11)	(R9)	(R4)	(R9)	(R4)	(R9)
12	24	6.3	現状値より上昇	7.8	現状値より上昇

# 人権・多文化共生



令和9年度（2027年度）末に  
**めざす状態**  
（施策目標）

互いの個性を認め合い、尊重し、支え合う  
市民が増えている

## 施策の主な方向性

### （1）人権課題に対する取組の推進

#### ① 人権教育・啓発の推進

人権について正しい知識や情報を持つよう、市民への人権教育・啓発とともに、職員への研修を推進します。

#### ② 関係機関との連携による支援

国、県及び関係機関等と連携し相談に対する適切な対応、支援を行います。

### （2）多文化共生※1の推進

#### ① 外国人住民との相互理解の促進

多文化共生社会の実現に向け、庁内連携や関係機関の協力を得て、生駒市国際化基本指針に基づく取組を更に推進します。地域に暮らす外国人住民に対する支援と外国人住民の地域活動への参画を促進し、地域住民との相互理解を深めます。

### （3）男女共同参画の推進

#### ① 男女共同参画の意識醸成と女性活躍推進

啓発講座やイベント等の各種事業の実施や、参加者増加に向けた取組を進め、男女共同参画を推進します。女性活躍で必要となる女性の管理職登用や男性の家事・育児参画等を、市職員等市内部から推進するとともに、男女共に働きやすい職場の実現に向けて、事業者等へも働きかけます。

#### ② 相談事業等の充実

誰もがジェンダー※2にとらわれずに、自分らしい選択や決定をしていけるよう、相談事業の実施等によって、男女共同参画社会の実現に向け取り組めます。

### 市民や事業者ができることの主な取組イメージ

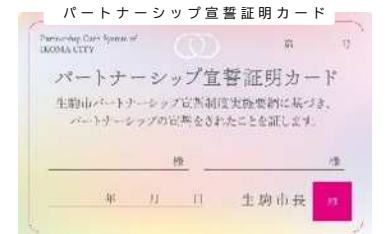
- 人権啓発に係る市民集会や山びこ講座等への参加、啓発DVDの学習利用、人権教育地区別懇談会の開催等、人権意識の向上に向けた取組を行う。（市民・事業者）
- 自治会等が取り組む複合型コミュニティ※3（愛称：まちのえき）等で、地域住民と外国人住民の交流の場づくりを行う。（市民・事業者）
- 各種講座やイベントに参加し、学んだことを家庭や社会で実践する。（市民・事業者）
- イクボス※4宣言等、ワーク・ライフ・バランスの向上に向けた取組や事例を知り、それぞれに合った仕組みづくりを行う。（事業者）

※1 多文化共生：国籍や民族等の異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。  
 ※2 ジェンダー：社会的、文化的につくられた性差で、それぞれの性にふさわしいとされる思考や行動・態度のこと。生物学的な性別（セックス）と区別される。  
 ※3 複合型コミュニティ：施策1参照。  
 ※4 イクボス：職場で共に働く部下・スタッフのワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の両立）を考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司（経営者・管理職）。  
 ※5 性的マイノリティ：生物学的な性（からだの性）と性の自己意識（こころの性）が一致しない人、同性愛等の性的志向を持つ人等、性のあり方において少数派となる人。性的少数者。  
 ※6 ファミリーシップ制度：性的マイノリティ等のパートナー同士と、同居する子どもを家族として自治体が認証する制度。

## 現状と課題

### 現状（取組成果）

- ① ハラスメントやインターネット等による人権侵害、性的マイノリティ※5への偏見や差別等、多様な人権問題に対応するため、様々な課題をテーマとして市民集会や講演会等の人権教育・啓発を実施し、人権尊重のまちづくりを推進しています。
- ② 生駒市犯罪被害者等支援条例を施行し、包括的な人権施策のみならず、犯罪被害者や遺族への支援等、様々な人権課題への対応も進めています。
- ③ 性的マイノリティのカップルが、互いをパートナーとして宣誓し、市長が認証する「生駒市パートナーシップ宣誓制度」を導入しています。
- ④ 市ホームページの多言語翻訳対応や広報紙の10言語配信等、外国人住民へ情報を提供しています。
- ⑤ 多文化共生社会の実現に向けて、国際交流イベント「いこま国際Friendshipフェスタ」の開催等、交流を促進しています。
- ⑥ 男女共同参画推進のための講座受講をきっかけとして、定期的に集まり、情報交換を行う市民グループが立ち上がっています。
- ⑦ 男女共に働きやすい職場環境の促進のため、「生駒イクボス合同宣言」に関わる事業者の増加に向けた取組を進めています。



### 主な課題

- ① 人権問題は多岐にわたり、また急激に変化する社会的背景を踏まえて取り組む必要があります。このため、従来からの問題に加え、新たな問題にも対応した人権教育・啓発が求められます。
- ② 人権啓発・教育に係る講演会の参加者数及び貸出用DVDの利用者数の伸び悩みが課題です。
- ③ パートナーシップ宣誓制度に関して、他の自治体との連携やパートナーの子どものファミリーシップ制度※6の検討が課題です。
- ④ 技能実習制度による外国人労働者の増加、コロナ禍を経た生活様式の変化等、外国人住民を取り巻く課題の把握や対応する取組が求められています。
- ⑤ 文化や言葉の違いにより地域で孤立しがちな外国人住民に対し、相互理解を深めるため、地域住民との交流機会を増やす必要があります。
- ⑥ 男女共同参画推進に向けて、相談内容の傾向を分析し、DV防止や女性活躍等、多岐にわたるテーマについて、啓発講座の内容を決定する等、変化する社会情勢を捉えた効果的な事業実施が課題です。
- ⑦ 産学官が集い、やりがいのある仕事と充実した私生活を両立させるワーク・ライフ・バランスを積極的に進める「イクボス宣言」への参画について、事業者のメリットを訴求する等、拡大に向けた取組が必要です。

## 参考資料

### 関連する主な分野別計画

人権施策に関する基本計画、国際化基本指針、外国人住民教育指針、男女共同参画行動計画、特定事業主行動計画

### 関連する他施策の主な分野別計画

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障がい者福祉計画、子ども・子育て支援事業計画教育大綱、商工観光ビジョン、自殺対策計画

## 施策の進捗状況を測る代表的な指標

I		II		III		
日常生活において、人権感覚を身に付けている人の割合（％）		複合型コミュニティ（愛称：まちのえき）等での国際交流取組箇所数（箇所）		イクボス宣言事業者数（事業所）		
策定時 (R4)	目標値 (R9)	策定時 (R5.11)	目標値 (R9)	策定時 第1期 (R1)	第2期 (R4)	目標値 (R9)
33.0	35.0	0	3	56	57	72



令和9年度（2027年度）末に

めざす状態

（施策目標）

子どもたちの豊かで健やかな成長のための環境が整っている

施策の主な方向性

(1) 子どもたちの健やかな成長を支える環境の充実

① 就学前教育・保育の充実

地域に開かれた園づくりや人権を尊重し、一人一人に寄り添った保育と豊かな体験活動の実施等、就学前教育・保育の充実に取り組みます。待機児童解消を継続し、多様化する保護者ニーズに応えるために、保育所の整備や新たなサービスの検討、認定こども園への移行を計画的に進めます。

② 子どもの育ちを支える地域力の向上

各学校園や地域と連携した家庭教育支援活動を推進します。身近な地域において子どもたちが様々な体験ができる活動を支援します。

③ 安全で豊かな経験の場の充実

学童保育所や放課後子ども教室等、安全・安心して過ごせる環境を整えるとともに、新たな地域クラブ※1をはじめ、様々な主体と連携した社会教育の取組を進める等、子どもたちが豊かな経験ができる場の充実を図ります。

(2) 子どもを産み・育てることへの包括支援

① 妊娠・出産・育児期のきめ細かな支援

出産・育児に関する不安等への支援を早期に行うとともに、子育て中の親子が、遊んだり、悩みを語ったりする場の提供や、地域で子育てを支え合う活動を支援します。乳幼児健康診査、訪問指導、育児教室等、切れ目のない育児支援を行います。一時預かり・病児保育等のサービスの拡充に取り組みます。

② 経済的支援の充実

妊娠・出産・子育てにかかる経済的な負担軽減に向けて取り組みます。

③ 子どもの健やかな育ちへの支援

疾病や発達に不安がある子どもに関する相談体制の充実や、関係機関との連携により、早期の発見・治療・療育につなげます。困難を抱える家庭に対して、サポートプランを作成する等、一体的な支援を行います。

(3) 相談体制の充実

① 安心して相談できる環境づくり

子育てや家庭での心配ごとについて、気軽に相談できる機会や子ども自らが相談できる環境を整備します。青年期も含めた子どもが抱える生きづらさや課題について、気軽に相談でき、適切な支援が受けられるよう体制を整備します。

市民や事業者ができることの主な取組イメージ

- 子育て支援に関するボランティアやサポート活動を行う。(市民・事業者)
- 地域の人たちが、「子ども達みんなが地域の子」という意識を持って、子どもの成長を見守る。(市民)
- 妊婦や保護者だけでなく、地域住民も妊娠・出産・子育てに関心をもち、積極的にサポートする。(市民)
- 子育てに悩みを持つ保護者や、ニート・ひきこもり等の当事者や家族に対し、悩みや不安をあたたく受け止め、必要に応じて行政の支援窓口を紹介する等、サポートする。(市民・事業者)

※1 新たな地域クラブ：国が進める休日の学校部活動の段階的な地域移行を見据え、学校部活動と地域が連携して、生徒がスポーツや文化芸術活動に継続して親しめる機会として新たに運営される地域クラブ。  
 ※2 えん・くろす：子どもたちの成長につながる体験活動や保護者のニーズに応えるプログラムの実現、園を活用し地域活性化を進める事業等を進めるために設置された地域園協働本部のこと。  
 ※3 コミュニティ・スクール：学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みのこと。

現状と課題

現状（取組成果）

- ① 俵口幼稚園・なばた幼稚園において、園、地域住民、保護者との連携による「えん・くろす※2」を開設し、子どもたちの成長につながる体験活動等を進めています。
- ② 待機児童の解消に向けて、潜在保育士の確保に向けた取組や小規模保育所を中心とした施設整備を進めています。
- ③ 家庭教育支援チーム「たけのこ」が主体となり、生涯学習施設や学校園等における交流イベント等の開催や情報発信を行っています。
- ④ 学童保育施設の修繕や改修を適宜行うとともに、指導員の知識や能力の向上のための研修を実施しています。
- ⑤ みつきランド等では、乳幼児期の保護者の交流の場を提供しています。
- ⑥ 妊産婦等が必要な支援を受けられるよう、マタニティコンシェルジュを配置し、情報提供、助言、保健指導等を行っています。
- ⑦ 産後ケア事業の拡充やオンライン相談環境の整備、こんにちは赤ちゃん訪問等の支援を行っています。
- ⑧ 乳幼児健診の未受診者に対して、受診勧奨や現認確認を行い、子どもの健康状態の把握に努め、支援が必要な場合は地区担当保健師等が支援しています。
- ⑨ 育児サークルや子育て支援団体と連携して事業を実施するとともに、ファミリーサポート事業の会員数増加に向けた取組を進める等、地域で子育てを支える仕組みを構築しています。
- ⑩ 妊婦健診補助金額の上限引き上げ等、経済的支援の充実に取り組んでいます。
- ⑪ 様々な生きづらさや課題を抱えた子ども・若者やその家族に対して、子ども・若者総合相談窓口（ユースネットいこま）で相談に応じ、自立した社会生活に向けた支援を行っています。
- ⑫ 家庭児童相談室事業の実施を通して、子育てや家庭での心配等を相談する機会を提供しています。



ファミリーサポート事業

主な課題

- ① ③子どもの健全育成に向けて、コミュニティ・スクール※3等の地域主体の多様な事業が実施されるよう、関係機関との連携や支援の強化が必要です。
- ② 保育士不足に伴い、定員まで受け入れられない園が存在する等、引き続き保育士確保が課題です。
- ② こども園への移行については、園児の心情や保護者、地域住民の思い等に配慮しつつ、教育・保育の質の向上や、財政負担の軽減も考慮して進める必要があります。
- ④ 多様化する学童保育のニーズに対応するため、保育環境の整備や指導員の確保及び質の向上が必要です。
- ・ 学校部活動の地域移行を見据え、新たな地域クラブが持続可能で安定した運営のもと、子どもたちが豊かな経験ができる場を充実することが必要です。
- ⑦ 産後ケア事業において、利用希望者の増加に伴う受入施設の更なる拡充及び多様なニーズに対応するため、居宅訪問型の創出が必要です。
- ⑦⑧ こんにちは赤ちゃん訪問及び新生児訪問事業の継続に向けて、訪問員を確保する取組が求められます。
- ⑨ ファミリー・サポート事業の拡大・継続に向けては、多様化・高度化するニーズ及び援助会員の確保に向けた分析と対応が必要です。
- ⑩ 社会生活上の困難を抱える当事者や家族が支援につながるよう、ユースネットいこまの更なる周知が必要です。

参考資料

関連する主な分野別計画

教育大綱、健康いこま21、障がい者福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、スポーツ推進計画、就学前教育・保育のあり方に関する基本方針

関連する他施策の主な分野別計画

食育推進計画

施策の進捗状況を測る代表的な指標

I		II				III	
保育所・こども園利用園児数（人）		新生児・乳児訪問実施率（％）				保護者が地域で安心して子育てできるようにサポートしている割合（％）	
策定時 (R5.5)	目標値 (R9)	策定時		目標値 (R9)	策定時 (R4)	目標値 (R9)	
		第1期 (R1)	第2期 (R4)				
2,460	現状値より増加	99.2	97.9	現状値より上昇	7.7	現状値より上昇	



令和9年度（2027年度）末に  
**めざす状態**  
（施策目標）

主体的に楽しく学ぶ子どもたちが  
増えている

施策の主な方向性

(1) 主体的に学ぶ人の育成

- ① 子どもたちを主体とした新たな学びの創出  
すべての子どもたちの権利を尊重し、各学校段階に応じた一定の学力を身につけることに加え、主体的に行動する力、チャレンジし続ける力を育成するため、大学・企業・地域団体等の多様な担い手とともに、従来の形式にとらわれない、自由で効果的な学びのスタイルを構築する取組を引き続き進めます。
- ② 多様性を認識・尊重し行動できる態度の養成  
多様なニーズを有する子どもたちをはじめ、一人一人が安心して学校生活を送れるよう、多様性を認め合い、自他ともに大切に、行動できる態度を養います。
- ③ 地域とともにある学校づくり  
保護者・地域住民・学校の協創を通じて、子どもたちがより多くの社会的経験を積み、豊かな成長を育むことができるよう、地域とともにある学校づくりを進めます。

(2) 主体的に学べる教育環境づくり

- ① 学校運営体制の整備  
教職員の働き方改革、なり手不足解消の取組を進めながら、学校が子どもたちにとってより楽しく、教職員にとってより本務に専念できる働きがいのある場となるよう、指導・運営体制の充実や教職員の能力向上につながる取組を進めます。
- ② 教育環境の整備  
子どもたちにとって安全・安心で居心地の良い教育環境を確保しつつ、新しい時代の学びを実現していくため、ICTをはじめとした教育環境向上と老朽化対策の一体的な整備を推進します。

市民や事業者ができることの主な取組イメージ

- 保護者や地域住民は学校行事や地域行事等に参加し、子どもたちと積極的に関わりを持つ。（市民）
- インクルーシブ教育<sup>※1</sup>を視野に入れた特別支援教育を理解し、障がいの有無にかかわらず共に活動する機会を設ける。（市民・事業者）
- 学校施設や通学路、通学途上における児童生徒の行動に対する改善点等を提案する。（市民）
- 地元産等の安全な食材を用いることに加え、アレルギー対応にも十分な配慮がされた、おいしい学校給食を提供する。（事業者）

※1 インクルーシブ教育：人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組み。  
 ※2 スクールソーシャルワーカー：いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等、生徒指導上の課題に対応するため、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行う。  
 ※3 GIGAスクール構想：1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現し、これまでの我が国の教育実践と最先端のICTのベストミックスを図ることにより、教師・児童生徒の力を最大限に引き出すための構想。  
 ※4 コミュニティ・スクール：施策3を参照。  
 ※5 クラウド：「クラウドコンピューティング（Cloud Computing）」を略した呼び方で、データやアプリケーション等のコンピューター資源をネットワーク経由で利用する仕組み。

現状と課題

現状（取組成果）

- ① 社会の課題や変化に対応していく力が、ますます必要となっていくため、キャリア教育や出前授業、体験活動を通して、多様な他者と学び合う取組を推進しています。
- ② 様々な理由で学校に通いづらい子どもたちの気持ちを受け止め、安心して自分らしく過ごせる子どもの居場所・学び支援室「いきいきほっとルーム」「のびのびほっとルーム」を開設しています。
- ③ 教育相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー<sup>※2</sup>を配置して、不登校、いじめ、ヤングケアラー等に対する十分な相談体制を整えるよう努めています。
- ④ 進学する学校に対して親近感を抱き、学習内容への興味や関心を高めるとともに、入学前後の不安や緊張を取り除く幼小連携、小中連携推進を進めています。
- ⑤ 「食」に対する興味や関心を持てるよう、栄養教諭による学校訪問や保護者向けの出前授業等を実施し、子どもたちが豊かな人間性を育み、生きる力をつけていくための食習慣を身につけるよう取り組んでいます。
- ⑥ 教職員の働き方改革の一環として、保護者連絡等システムを導入し、運用しています。
- ⑦ 学校施設の老朽化に対して、計画的に施設改修を進めています。
- ⑧ GIGAスクール構想<sup>※3</sup>により1人1台端末と高速通信ネットワーク等のICT環境の整備、情報モラル教育を進めています。

主な課題

- ① 一人一人が自分の良さや可能性を認識し、他者を尊重し、協働しながら、誰もが生き生きとした豊かな人生を切り拓いていく力をつける教育が求められています。
- ②③ 障がいや不登校、ヤングケアラー等多様なニーズを有する子どもたちが増加しており、よりきめ細かな対応が必要です。
- ②③ 誰一人取り残されない学びの保障に向けて、多様な学びの場を設けることや不登校支援機関と連携することに加え、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする等、不登校対策を推進する必要があります。
- ④ コミュニティ・スクール<sup>※4</sup>と地域学校協働活動の一体的な取組を一層推進することで、地域全体で子どもたちを育む学校づくりを進めていく必要があります。
- ⑥ 教職員は教育の根幹であり、教職員がやりがいをもって働くことができる勤務環境を実現するとともに、高学年教科担任制の推進等の教職員定数の改善と支援スタッフの充実が必要です。
- ⑦ 子どもたちが安全・安心して学校生活を送れるよう、学校施設の老朽化対策や多様な教育内容への対応が依然として課題です。
- ⑧ 国の「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」で示された、クラウド<sup>※5</sup>活用、ネットワーク分離を必要としないアクセス制御による対策を講じた、新たな教育情報ネットワークの実現が必要です。

参考資料

関連する主な分野別計画

教育大綱

関連する他施策の主な分野別計画

子ども・子育て支援事業計画、国際化基本指針  
人権施策に関する基本計画、男女共同参画行動計画  
生涯学習推進基本方針、子ども読書活動推進計画

施策の進捗状況を測る代表的な指標

I		II		III	
学校に行くのは楽しいと思う子どもの割合（％）		自分にはよいところがあると思う子どもの割合（％）		施設の満足度（小・中学校）（％）	
策定時（R5）	目標値（R9）	策定時（R5）	目標値（R9）	策定時（R4）	目標値（R9）
83.1	87.0	83.5	87.0	57.6	65.0



令和9年度（2027年度）末に

## めざす状態

（施策目標）

自分らしく暮らし続けるための支援体制が充実している

### 施策の主な方向性

#### （1）持続可能な福祉・医療サービス提供体制の構築

##### ① 福祉人材の確保に向けた取組の推進

福祉の魅力発信等の取組や多様な主体が参画できる人材の養成等を通して、専門職に限らない担い手を増やす取組を推進します。福祉サービスの担い手の育成・定着に向け、ICTの活用や生産性の向上、業務負担軽減を含めた支援に取り組みます。

##### ② 医療と介護の連携強化

医療機関と介護事業所等が連携し、医療・介護双方のニーズに対応できる質の高い医療・介護サービスが包括的に提供される体制を強化します。入退院調整マニュアル等の活用やACP<sup>※1</sup>の普及により、在宅医療・介護に関する連携体制を強化し、切れ目のないケアを推進します。

##### ③ 災害等における医療・介護の提供体制の確保

災害や新興感染症<sup>※2</sup>の発生時を想定し、安定的かつ継続的な医療・介護の提供体制を確保します。

#### （2）高齢者支援の充実

##### ① 自立支援・重度化防止に向けた取組の推進

適切なアセスメント<sup>※3</sup>により個人の状態像を把握し、きめ細かな支援を実施することで、自立支援・重度化防止を進めます。地域の通いの場との連携等を促進し、一人一人の状態や興味、関心に合わせて能力を発揮できる多様な場の創出や、運営主体の育成・確保に取り組み、フレイル<sup>※4</sup>予防等の介護予防を充実します。

##### ② 認知症に対する取組の推進

認知症に関する理解の促進や、認知症の人の社会参加・意思決定支援等に取り組み、認知症になっても自分らしく暮らせる地域づくりを進めます。

#### （3）障がい者支援の充実

##### ① 自立支援に向けた取組の推進

自立・生活支援や通所支援に必要となる、相談機能とサービスの充実に向け、関係機関と連携して取り組むとともに、個々の特性に合わせて能力を発揮できるよう、就労支援等に取り組みます。障がい者の高齢化や親亡き後を見据え、安心して生活できる体制の充実に取り組みます。

#### （4）権利擁護の推進

##### ① 権利擁護に向けた取組の推進

高齢者や障がい者等の尊厳を守るため、意思決定支援をはじめとする権利擁護支援に取り組みます。

#### 市民や事業者ができることの主な取組イメージ

- 地域活動への参加やリハビリテーション等、一人一人の状態に応じた介護予防に取り組む。（市民）
- 認知症や障がいについて理解し、地域の中で支え、見守っている。（市民・事業者）
- 地域との関係づくりを進めるとともに、対象者の特性に応じた福祉サービス提供体制の維持・向上を図る。（事業者）

※1 ACP（アドバンス・ケア・プランニング）：人生の最終段階における医療・ケアについて、本人が家族等や医療・ケアチームと繰り返し話し合う取組。

※2 新興感染症：感染症法の新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症のこと（再興感染症を含む）。

※3 アセスメント：対象者に適切なサービスを提供するため、対象者の状態像を客観的に評価すること。

※4 フレイル：健康な状態と要介護状態の中間の段階のこと。運動器の障害で移動機能が低下した状態の「身体的フレイル」、定年退職等の環境の変化で引き起こされるうつ状態や軽度の認知症の状態の「精神・心理的フレイル」、加齢に伴い社会とのつながりが希薄化することで生じる独居や経済的困窮等の状態の「社会的フレイル」に分かれ、これらが連鎖することで自立度の低下が急速に進むとされている。

※5 BCP：業務継続計画。被害を最小限にとどめ、業務の継続や早期復旧を図るための計画。

### 現状と課題

#### 現状（取組成果）

- ① 市民を対象とした「介護に関する入門的研修」を開催する等、介護人材のすそ野を広げる取組を展開しています。
- ② 市、医療、介護の関係機関が連携した包括的かつ継続的な医療と介護サービスの提供体制の構築に向けて、生駒市医療介護連携ネットワーク協議会、在宅医療介護推進部会、認知症対策部会を開催し、課題抽出及び課題解決に向けた取組を進めています。
- ③ 災害や新興感染症の発生を想定し、医療・介護事業所のBCP<sup>※5</sup>の策定や運用に関する取組を進めています。
- ④ 認知症地域支援推進員を各地域包括支援センターに配置するとともに、幅広い年齢層に向け認知症サポーター養成講座を実施し、認知症に対する正しい理解を得るための啓発を行っています。
- ⑤ 高齢者の栄養面の改善と安否確認を目的に配食サービスを実施しています。
- ⑥ 障がい者の相談支援体制の充実を図るため、市内4か所の生活支援センターにおいて、一定以上の経験を持つ専門職を配置しています。
- ⑦ 市における職場体験受け入れ、就労支援施設等の授産品販路拡大支援や優先調達推進等により、多様な就労の場の確保を図っています。
- ⑧ 障がい者の親亡き後も安心して地域生活を送れるような体制づくりに取り組んでいます。
- ⑨ 成年後見制度の利用促進を目的に申立費用、報酬費用助成事業を実施しています。

#### 主な課題

- ① 後期高齢者の増加とともに、生産年齢人口の減少による介護人材の不足が予想されるため、人材確保のための施策の推進だけでなく、介護人材の育成、定着や事業所における生産性向上への支援が求められます。
- ③ 災害や新興感染症の発生時に医療・介護サービスを安定的に提供するためのBCPの策定状況は各機関、各事業所により様々であり、他機関・事業所との連携も含めた検討や支援が必要です。地域活動の中心として活動する健康づくり・介護予防リーダー等の育成・確保及び支え合い等の活動の推進に対する機運醸成や、活動の継続に向けたモチベーションを維持する取組が必要です。
- ④ 認知症の人に対する支援の担い手確保と、家族を含む当事者への支援とケアの充実が必要です。
- ⑥ 障がい者支援については、相談件数の増加やニーズの多様化・複雑化に対応するため、市内における相談支援専門員をはじめとした支援の担い手の確保・育成が求められています。
- ⑦ 障がい者の活躍の場を更に広げるため、引き続き就労機会の創出等の支援が必要です。
- ⑧ 障がい者とその家族、支援者が、親亡き後も将来の地域生活のイメージを共有できる場を増やしていく必要があります。
- ⑨ 成年後見制度の利用促進のため、更なる周知が必要です。

### 参考資料

#### 関連する主な分野別計画

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障がい者福祉計画、保健事業実施計画、病院事業計画、地域包括ケアシステム構築に向けたロードマップ

#### 関連する他施策の主な分野別計画

特定健康診査等実施計画、健康いこま21、新型インフルエンザ等対策行動計画、自殺対策計画、地区防災計画、地域防災計画、国民保護計画、人権施策に関する基本計画、農業ビジョン

### 施策の進捗状況を測る代表的な指標

I			II			III		
認知症サポーター養成人数（人）			障がい者や障がい特性について理解している人の割合（％）			新しいことに挑戦したいと思う65歳以上の割合（％）		
策定時		目標値	策定時		目標値	策定時		目標値
第1期	第2期	(R9)	(R4)	(R9)	(R4)	(R9)	(R9)	
(R1)	(R4)							
10,908	14,565	17,565	23.4	→	現状値より上昇	9.0	→	現状値より上昇



令和9年度（2027年度）末に  
**めざす状態**  
（施策目標）

困難に寄り添う支援ができる、誰にでも居場所と活躍の場がある地域づくりが進んでいる

施策の主な方向性

(1) 寄り添った支援体制の構築・拡充

① 重層的支援体制整備の促進

8050問題※1やヤングケアラー※2等、複雑化・複合化する課題を抱える方を支援するため、分野や属性を超えて関係機関・関係者が連携する体制づくりを進めます。ICT等を活用して、関係者間の情報共有やコミュニケーションの効率化を図り、より質の高い支援に取り組めます。

② 孤独・孤立対策の強化

関係機関等との連携を進め、孤独・孤立の課題を抱える方の支援体制の構築・拡充、実態把握や情報発信の強化に取り組めます。

(2) 地域における支え合い・社会参加の促進

① 支え合い活動の促進

地域における支え合いの機運を醸成し、生活課題や地域課題の解決に、地域で取り組める環境整備を促進します。自治会や民生・児童委員、社会福祉協議会等の関係機関と役割分担をしながら連携し、多様な活動を支援します。ちょっとした見守りや声かけ、生活支援等を行う地域福祉の新たな担い手の育成に向けた取組を推進します。

② 社会参加の仕組みづくり

誰もが自身の状況に応じて活躍できるよう、地域活動や生涯学習等の社会参加の仕組みづくりを促進します。

(3) 安心して暮らせる環境づくり

① 暮らしを支える取組の推進

生活困窮者の生活を安定させるための就労支援、生活の基盤の確保のための住まいの確保、貧困の連鎖を断ち切るための子どもに対する学習支援等を行います。

市民や事業者ができることの主な取組イメージ

- 分野を超えた多機関が円滑に連携するため、事業者同士積極的に交流し、顔の見える関係性を作る。(事業者)
- ICT等の技術を活用して、業務の効率化を進める。(事業者)
- 個人の関心や能力に応じて地域活動を行う。(市民)
- 事業者は事業を通じて地域と連携・交流する。(事業者)
- ちょっとした見守りや声かけ等、お互いを気にかけてあう関係性を地域で作る。(市民・事業者)

※1 8050問題：高齢の親が長期化しているひきこもりの子どもの生活を支え、社会的に孤立し生活が立ち行かなくなる問題。  
 ※2 ヤングケアラー：本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っていること。責任や負担の重さにより、学業や友人関係等に影響が出てしまうことがある。  
 ※3 いこまる相談窓口：介護、障がい、子育て、生活困窮といった分野別の既存相談窓口を、分野外の相談も受けられる体制にしたもの。「いこまる相談窓口」で受けた相談を分野別の窓口確実につなぎ、同じ相談を繰り返すことがないよう、支援者同士が連携を強化する。

現状と課題

現状（取組成果）

- ① どのような困りごとでも丸ごと受け止める「いこまる相談窓口※3」を設置する等、断らない相談支援に向けた体制整備を行っています。
- ② あいさポーター養成講座等、障がいに関する理解の促進や啓発事業に取り組んでいます。
- ③ 孤独・孤立対策について、幅広い関係機関が連携して必要な施策を適時に検討、実施する官民連携プラットフォームの整備を進めています。
- ④ 緊急通報システム導入支援事業、高齢者等見守り協力事業者登録制度等の運用により、高齢者を地域で見守る体制づくりに取り組んでいます。
- ⑤ 支える側、支えられる側という関係や、分野を超えて多様な人がつながり支え合う「地域共生社会」の実現に向けて各種取組を進めるとともに、「地域共生社会推進会議」を設置する等、庁内全部局が連携する体制を整備しています。
- ⑥ 市民の健康意識が高まりつつあり、住民主体の通いの場が増加しています。
- ⑦ 生活困窮者自立相談支援機関として、生駒市社会福祉協議会内に「くらしとしごと支援センター」を設置し、様々な相談に応じるとともに、必要に応じて支援しています。



ひまわりの集い

主な課題

- ① 重層的支援体制整備事業に係る情報共有や連絡・調整業務のICT化の推進や支援者の育成等、複雑化・複合化する課題への対応力の向上が求められます。
- ② 高齢者や障がい者等の居場所の拡大や活躍の場づくりを進めるとともに、継続的な支援に携わる担い手の確保・育成が課題です。
- ③ 世帯の少人数化に伴う自助力の低下や地域のつながりの希薄化等により、地域において孤立するリスクのある世帯が増加しています。
- ④ 地域の活動に参画する関心・意欲を持つ市民や事業者、専門職等の増加に向けた取組が必要です。
- ⑤ 公的支援の狭間になる方の支援方法の検討に向けて、家族や近隣住民、ボランティア等が行っている地域社会資源との連携が求められます。
- ⑥ 地域活動への参加意向の高い人へのアプローチや就労的な活動支援を通じた生きがいがづくり、支え合い関係の構築が必要です。
- ⑦ 多様で複合的な課題のある生活困窮者を支援するため、他機関や他部署との連携が必要です。

参考資料

関連する主な分野別計画

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、地域包括ケアシステム構築に向けたロードマップ、障がい者福祉計画

関連する他施策の主な分野別計画

自殺対策計画、健康いこま21、人権施策に関する基本計画、教育大綱、参画と協働の指針

施策の進捗状況を測る代表的な指標

I		II		III		
重層的支援会議の開催回数(回/年)		困ったときに助けてくれる人が地域の中にいると思う人の割合(%)		あいさポーター養成人数(人)		
策定時	目標値	策定時	目標値	策定時		目標値
(R5.11)	(R9)	(R4)	(R9)	第1期	第2期	(R9)
				(R1)	(R4)	
8	12	42.5	46.5	1,428	1,646	1,900





令和9年度（2027年度）末に  
**めざす状態**  
（施策目標）

健康に関心を持つ人が増え、健康寿命が延伸している

施策の主な方向性

(1) 健康的な暮らしの実践促進

① からだの健康の増進

各種検診やイベント等に多世代が参加しやすい環境を整備し、一人ひとりが健康づくりに関心を持ち、取り組めるよう推進します。生活習慣病予防や疾病の早期発見による重症化予防に向けて、特定健診※1やがん検診の受診の機会を提供します。

② こころの健康の維持・向上

相談体制の充実と相談窓口の周知啓発等、より安心して相談できる体制を構築します。自殺に対する正しい知識の普及や自殺対策に関わる人材の確保・育成、庁内及び関係機関との連携体制を強化します。

③ スポーツに触れ合う機会の確保

子どもから高齢者、障がい者まで、誰もがスポーツ等に触れあう機会を作るため、総合型地域スポーツクラブ※2等との連携を強化します。スポーツの機会の確保に向けて、ソフト面・ハード面から環境を整備します。

(2) いのちを守る医療提供体制の充実

① 地域医療提供体制の整備

市立病院及び地域の医療機関の連携を深め、相互に不足する医療機能を補完しあうことにより、救急応需率※3の向上及び受診しやすい環境を整備します。

(3) 安定的な医療保険制度の運営

① 医療費の適正化・医薬品の適正使用の促進

医療費の適正化及び医薬品の適正使用の促進に向けた取組を進めます。

市民や事業者ができることの主な取組イメージ

- 健（検）診や食事、運動等に関心を持ち、改善・増進に向けて取り組んでいる。（市民）
- 悩みや困難を抱えた人を孤立させないため、気になる人を見かけたときには声をかけ、必要時には見守り、相談機関につなげる。（市民）
- ジェネリック医薬品の利用、重複受診の見直し等により医療費削減に努める。（市民・事業者）

※1 特定健診：生活習慣病の予防のために、対象者（40歳～74歳）に行うメタボリックシンドロームに着目した健診。  
 ※2 総合型地域スポーツクラブ：人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、子どもから高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多目的）、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向、レベルに合わせて参加できる（多志向）、という特徴を持ち、地域住民により自主的、主体的に運営されるスポーツクラブ。  
 ※3 救急応需率：「病院で受け入れた年間救急搬送件数」を「消防機関からの搬送受入要請の年間件数」で除したものを。

現状と課題

現状（取組成果）

- ①がん検診について、受診しやすい環境と精度管理による質の確保の取組を進めています。
- ②「生駒健康ウォーキングマップ24」の作成等、地域で運動習慣づくりを行う取組を進めています。
- ③特定健診データや受診データから糖尿病の重症化リスクの高い対象者を抽出し、受診勧奨通知の送付及び医師との連携による保健指導を継続しています。
- ④特定健診受診に係る自己負担額の無料化等、受診率向上に向けた取組を実施しています。
- ⑤こころの悩みに対する支援者となる「ゲートキーパー」を養成するとともに、心理士による個別の対面型相談窓口「はーとほっとルーム」を開設し、市民の心の健康の維持を図っています。
- ⑥自殺対策を推進するため、関係機関と自殺対策に関する連携体制を構築しています。
- ⑦誰もが気軽にスポーツに触れ合う機会の提供に向けて、総合型地域スポーツクラブ等の支援や安全で快適に利用できるスポーツ施設を整備しています。
- ⑧医師会や地域医療機関との協議を進めることで、医療提供体制を強化しています。
- ⑨生駒市立病院は地域医療機関と連携し、新型コロナウイルス感染患者の積極的な受け入れに努めました。
- ⑩医療費の適正化及びジェネリック医薬品普及率の向上を図るため、ジェネリック医薬品差額通知等の発送や調剤薬局への啓発を実施しています。

主な課題

- ①健（検）診受診率や健康増進に関する教室・イベントについては、受診率・参加率の向上に向けて、効果的な開催方法や周知方法を検討する必要があります。
- ②③健康寿命の延伸のためには、重症化の予防が重要であり、保健指導が必要な被保険者の掘り起こしをさらに進める必要があります。
- ④特定健診の受診率向上に向けて、案内方法の工夫等をしているが、若年層の受診率が低いことへの対策が課題です。
- ⑤⑥自殺対策については、問題が複雑化・複合化していることが多く、悩みや困難を抱えた人を社会全体で包括的に支援していく必要があるため、専門性にかかわらず、それぞれの立場での支援を自発的にできる人材の育成や、関係機関との更なる連携が必要です。
- ⑦持続可能なスポーツ機会の確保のため、総合型地域スポーツクラブの活動拠点の確保や関係団体との連携を進める必要があります。
- ⑦スポーツ施設については老朽化が進んでおり、市スポーツ施設全体のあり方の検討が必要です。
- ⑧「顔の見える関係性」の構築を進めることで、より一層、市内医療機関の連携強化を進める必要があります。
- ⑧生駒市立病院の救急医療提供体制をより一層強化することが課題です。
- ⑨コロナ下においては平時の救急医療体制では十分対応できなかったことから、地域の救急医療提供体制の強化、輪番病院とバックアップに回る生駒市立病院との連携強化等が課題です。

参考資料

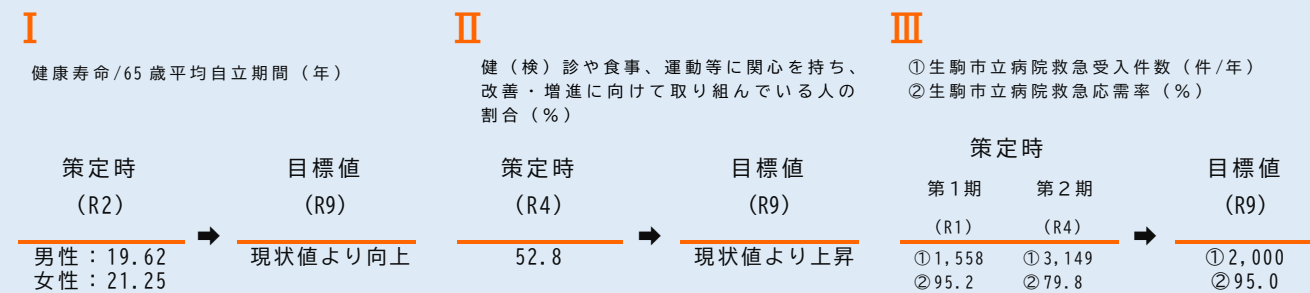
関連する主な分野別計画

健康いこま21、食育推進計画、自殺対策計画、国民健康保険特定健康診査等実施計画、国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）、病院事業計画、スポーツ推進計画

関連する他施策の主な分野別計画

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障がい者福祉計画

施策の進捗状況を測る代表的な指標





令和9年度（2027年度）末に  
**めざす状態**  
（施策目標）

市民（自助）・地域（共助）・行政（公助）が協働し、いのちと暮らしを守る取組が進んでいる

## 施策の主な方向性

### （1）災害対策・危機管理体制の強化

#### ① 防災環境の整備・防災体制の強化

大規模地震等の自然災害や様々な危機的事象に対応できる環境をソフト・ハードの面から整備するとともに、訓練・研修による体制・対応力の強化に取り組みます。

#### ② 地域防災力の向上

緊急時の要配慮者支援等の地域の災害対応力の向上につながるよう、消防団等の関係者や複数の自主防災会が参加・連携する訓練や地区防災計画の策定等を、地域の防災リーダーを交え、さらに支援していきます。

#### ③ 防災・災害情報の発信による防災意識の向上と避難行動への誘導

SNS<sup>※1</sup>をはじめとした様々な媒体等を用いて、市民一人ひとりの防災意識の向上につながる啓発や、緊急時の避難行動への誘導につながる発信等に取り組みます。

### （2）火災予防・救急対応力の向上

#### ① 防火意識の向上と自衛消防力の強化

自治会との住宅用火災警報器設置・取替の推進に向けた連携や消防団による自主防災組織<sup>※2</sup>の強化等、地域コミュニティとの取組を継続します。事業所等への消防法令違反の是正指導を行い、防火意識の向上と火災発生時の初期対応力を強化させ、火災による死傷者の減少に向けた支援に継続的に取り組みます。

#### ② 救命率の向上と救急車適正利用の推進

応急手当講習の受講促進等により救命率の向上につなげます。より迅速な救急搬送の検討や医療機関との協議等により、救急体制のより一層の連携及び効率化を進めます。高齢化による救急需要の増加が見込まれる中、救急業務の安定的、かつ持続的な提供ができるように、救急車の適正利用の広報啓発活動に取り組みます。

### 市民や事業者ができることの主な取組イメージ

- 個人でできる備えを平時から行い、地域住民や事業者等が協働して実施する防災訓練に参加する。（市民・事業者）
- 本人・家族や地域からの要請に基づき、要配慮者の避難支援に協力する。（市民）
- 災害危険区域に住む介護サービス等の利用者が避難支援が必要な方に、災害時要援護者避難支援事業の利用を勧める。（市民・事業者）
- 消防団活動に対して理解し協力する。（市民・事業者）
- 応急手当（救命処置）を身に付け、救急車が到着するまでにバイスタンダー<sup>※3</sup>が応急手当を実施する。（市民・事業者）
- 救急車が必要か迷ったときには、奈良県救急安心センター相談ダイヤル等を利用する。（市民）

※1 SNS：ソーシャルネットワーキングサービスの略。登録された利用者同士が交流できるウェブサイトの会員制サービス。  
 ※2 自主防災組織：地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識に基づき自主的に結成する防災組織。  
 ※3 バイスタンダー：その場に居合わせた人。  
 ※4 緊急輸送道路：災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する基幹的な道路。

## 現状と課題

### 現状（取組成果）

- ① 職員訓練を毎年実施するほか、令和3（2021）年度に自治連合会との共催で、全市域において複数の自主防災会が連携する避難所単位での訓練を実施しています。
- ② 最新の防災知見や市の課題に応じた実効性のある計画とするため、生駒市地域防災計画を見直しました。
- ③ 緊急輸送道路<sup>※4</sup>等の橋梁の耐震補強工事を実施し、災害時の通行機能の確保を進めています。
- ④ 災害時要援護者避難支援事業等、緊急時に要配慮者を地域の中で見守り、支える体制を整えています。
- ⑤ 生駒市総合防災マップを全戸配布し、防災意識の向上を図っています。
- ⑥ 「生駒市自主防災組織等指導員の養成要領」を定め、消防団員を地域防災の担い手（指導者）として育成するとともに、自主防災組織の訓練等を実施しています。
- ⑦ 市民が応急手当講習を受講しやすい体制づくりや、救急車の適正利用の必要性等について、広報紙やSNS等を活用して、広報啓発活動を実施しています。

総合防災マップ



### 主な課題

- ① ② 大規模地震に備え、職員の災害対処能力の強化を図るとともに、災害対策本部や避難所の環境整備、備蓄品のさらなる充実を進める必要があります。
- ① ⑤ 各自主防災会の継続的な訓練に加え、避難所単位での防災訓練を進め、地域防災力の向上を図るとともに、市民の防災意識向上に向けた取組が必要です。
- ③ 緊急輸送道路等の橋梁の耐震補強工事を、継続して実施する必要があります。
- ④ 緊急時の要配慮者への支援継続に向けて、個別避難計画の作成等、地域での支援体制を強化する必要があります。
- ⑥ 消防団員数の減少に備え、有効な入団促進のための取組と訓練指導力を備えた消防団員の継続的な育成、地域と連携した訓練の実施が必要です。
- ⑦ 救命率の向上を目指し、応急手当の必要性に関する情報の周知等、市民等の意識浸透に向けた取組が求められます。

## 参考資料

### 関連する主な分野別計画

地区防災計画、地域防災計画、業務継続計画、新型インフルエンザ等対策行動計画、業務継続計画（新型インフルエンザ等対策編）、国民保護計画、災害廃棄物処理計画、国土強靱化地域計画

### 関連する他施策の主な分野別計画

参画と協働の指針、耐震改修促進計画

## 施策の進捗状況を測る代表的な指標

I			II			III		
避難所単位での防災訓練の実施回数（回/年）			災害時に個人でできる備えを行っている割合（％）			バイスタンダーによる応急手当（救命処置）実施率（％）		
策定時	第1期	第2期	策定時	第1期	第2期	策定時	第1期	第2期
	(R1)	(R4)		(R4)	(R9)		(R4)	(R9)
	5	5	28.7		現状値より上昇	45.8		100
		目標値 (R9)			目標値 (R9)			目標値 (R9)



令和9年度（2027年度）末に  
**めざす状態**  
（施策目標）

地域の経済循環が高まり、多様な働き方が広がる職住近接のまちが実現している

施策の主な方向性

（1）市内経済の活性化と循環の促進

① 変革と挑戦に取り組む事業者の支援とまちなか経済循環の強化

市内産業の経済活動を活性化するため、事業所訪問や産業団体・金融機関との連携によって、デジタル化等、事業者ごとの経営課題に対応した支援や事業承継を促進する支援を進めるとともに、市内経済循環を活性化するため市内需要を喚起し市民の購買意欲の向上につながる情報発信・啓発に取り組めます。

② ローカルビジネス起業の促進

身近な起業を増やすため、起業・創業意欲の醸成や産学公民金<sup>※1</sup>との連携による起業者の成長ステージに対応したきめ細かな支援により、市内起業・創業を促進します。

③ 企業誘致・開業支援と新たな産業集積の創造

職住近接のまちをつくるため、製造業向けの立地支援に加え、市内の商業地・住宅地への企業誘致・開業支援を実施します。立地企業が本市に根を下ろし、事業を継続できるようフォローアップに注力します。学研高山地区第2工区での産業機能の集積をめざします。

（2）市内事業者の雇用・定着支援と多様な働き方の促進

① 多様な雇用・就労に向けた支援と市内就労の充実

事業者の雇用確保と定着を図るとともに、市民の多様な働き方のニーズに応えるため、市内の潜在的な就業希望者や、多様な働き方を希望する人を支援し、受け入れる市内事業者につなぐことで、多様なワークスタイルを促進するとともに職住近接の雇用・就業環境を実現します。

（3）身近な観光価値が地域経済につながる観光振興

① 市民活動や市内事業者の取組を観光資源として活用した受入環境の整備

地域経済の活性化に繋がる観光振興を進めるため、既存の観光資源に加え市民活動や市内事業者の取組を観光資源として活用するとともに、それ自体を「住んで楽しい身近な観光価値」であることを認識し、その価値を本市、観光協会、観光事業者及び市民自らが発信することで、国内外からの来訪者を誘引します。多言語対応や市内周遊を促進する交通手段の増設等による受入環境の整備を行います。

② マイクロツーリズム<sup>※2</sup>の推進

近隣地域からの来訪を促進するため、都市近郊の身近な風景・自然や文化、魅力あるお店等の「まちの魅力」を感じ、体験する機会を創出するマイクロツーリズムを推進します。

市民や事業者ができることの主な取組イメージ

- 地域の多様な事業者が、直接か間接を問わずこれからの住宅都市の住みよさの向上に寄与することを理解し、自ら主体的に域内の経済活動に参加する。（市民・事業者）
- 新分野への展開や経営改善等の経営の「変革と挑戦」により事業の成長と発展を図り、地域の経済活性化の主体となるよう努める。（事業者）

※1 産学公民金：生駒商工会議所、国・県等の公的支援機関、大学、専門家、金融機関等のこと。  
 ※2 マイクロツーリズム：自宅から1時間の移動圏内の「地元」で観光する近距離旅行の形態のこと。地域の魅力の再発見と地域経済への貢献を念頭に置いた旅行形態。  
 ※3 パラレルキャリア：仕事と収入以外を目的とした活動等も含む、複数の職責や立場を持ち仕事をする事で、第二、第三のキャリアを築くこと。  
 ※4 サテライトオフィス：企業の本社、組織の本部とは異なる所に設置されたオフィス。

現状と課題

現状（取組成果）

- ① コロナ禍においては、売上が減少した事業者への給付金の支給や市内需要を喚起する「さきめしいこま」を行った結果、市内事業者を支援できたとともに市内事業者と市の関係性を高めることができました。
- ② 市内で創業、第2創業、事業再構築、パラレルキャリア<sup>※3</sup>を目指す人材を創業セミナーや創業支援施設であるイコマドを開設したことにより、市民の創業比率は奈良県平均を上回り、県内で最も高くなっています。
- ③ 奈良県や生駒商工会議所等の関係機関と連携し、企業誘致を進めるとともに、住宅エリア・商業エリア・サテライトオフィス<sup>※4</sup>設立補助金を設け、準工業地域以外のまちなかでの開業支援に取り組んでいます。
- ④ 雇用確保に課題を持つ市内企業が多いので、労働局と連携協定を締結し、市内企業に就業する市民を増やす機会をつくってきました。多様な働き方を進めるため、イコマドの活用や市の創業セミナー（Ikoma Local Business Hub）でパラレルキャリア育成支援を行っています。
- ⑤ 既存の観光資源の活用を促進するだけでなく、新たな観光商品や体験プログラムを企画・開発し、観光客の誘客を行っています。



出典：総務省「令和3年 経済センサス活動調査」  
 注1)平成28年から令和3年の創業比率。  
 注2)創業比率=各期間の平均新設事業所数÷期首の事業所数

主な課題

- ① 市内事業者との関係性は高まったが、各事業者の経営課題を深く把握できている状態までには至っていない状況です。事業者訪問を行い、更に深く経営課題を把握することが必要です。
- ② これまで創業セミナー等を実施し、多くの創業者を輩出してきましたが、セミナー終了後は市と創業者との関係性が途切れてしまうため、創業者へのアフターフォローが必要です。
- ③ 本市に立地した事業者や既存事業者が、市内で交流する機会が少ないため、交流する機会を増やす必要があります。
- ④ 現在の企業立地促進補助金制度では、対象業種や対象地域が限定されているため、誘致のすそ野を広げる必要があります。
- ⑤ 市内企業の募集職種と市民の求職ニーズとのギャップがあります。市内事業者には、働きやすい環境づくりと多様な働き方の促進を啓発するとともに、市民にはこうした事業者の取組の発信を行い、市内企業と市民のマッチングの機会を増やすことが必要です。
- ⑥ 既存の観光資源の活用や新たに観光商品等を開発するだけでなく、市民の活動や市内事業者の取組等を観光資源として活用した観光施策の検討が必要です。
- ⑦ 宿泊施設が少ないため、宿泊施設が多い地域と比べると、観光客の本市滞在時間は短く、消費額も少ないことから、宿泊施設を増やす取組の検討が必要です。

参考資料

関連する主な分野別計画

商工観光ビジョン

関連する他施策の主な分野別計画

都市計画マスタープラン

施策の進捗状況を図る代表的な指標

I		II		III	
市内従業者数（人）		起業・創業件数（件） （第2創業・副業含む）		市内就業率（%）	
策定時 （R3）	目標値 （R9）	策定時 （R4）	目標値 （R9）	策定時 （R2）	目標値 （R9）
29,201	29,201	2	24	30.2	現状値より上昇

令和9年度（2027年度）末に  
**めざす状態**  
（施策目標）

## 農地が保全され、「農」のある新しいライフスタイルが広がっている

### 施策の主な方向性

#### （1） 稼ぐ農業のための生産者支援

- ① 農業の担い手の確保  
持続可能な農業の実現に向けて、新規就農者支援や繁忙期における援農の仕組みづくり等による農業を担う人材の確保・育成に取り組みます。新規就農者、認定農業者、いこまファーマーズスクール<sup>※1</sup>卒業生等、農業経営の規模拡大を考えている担い手に農地の斡旋を行います。
- ② 活用農地の確保  
農地の多面的機能を十分発揮できるよう、営農環境の整備・充実や集落座談会や地域計画の策定を通じて農地の集約集積化を図ることにより、遊休農地を解消し、耕地を維持することで、農地の保全・活用に取り組みます。
- ③ スマート農業<sup>※2</sup>の促進  
農業の担い手不足が深刻化する中、農家が稼げるような生産性の高い農業へ転換を図るため、ドローン等のスマート農業実施者を対象にした補助制度を創設する等、スマート農業の導入を促進します。

#### （2） 販売促進のための取組

- ① 特産品づくり  
小規模農家の営農意欲の向上を図るため、収入増につながる取組を推進するとともに、米から野菜・果樹等への付加価値の高い高収益作物への転換を促進し、生駒産の農作物のブランド化を進めるとともに、県等の関係機関と連携を図りながら地場野菜の6次産業化<sup>※3</sup>を促進します。

#### （3） 鳥獣被害への徹底した対応

- ① 獣害対策の推進  
鳥獣被害は農業者の営農意欲を低下させることから、狩猟免許取得補助や獣害対策の防除柵や電気柵設置の補助を充実するとともに、ICTを活用した鳥獣の捕獲対策を検討し、耕作放棄や離農の防止に取り組みます。

#### （4） 農業を切り口にしたまちづくり・コミュニティづくり

- ① 「農」のある暮らしの促進  
地場野菜等の流通を促進させ、地産地消を推進するとともに、遊休農地の活用や市民農園、いこまファーマーズスクールの実施等により、農家だけでなく非農家の市民も「農」とふれあう機会を創出し、「農」のある暮らしを楽しむライフスタイルの実現を促進します。
- ② 農福連携等の促進  
福祉事業者の農地利用の拡大を図ります。営農者の人手不足解消に向けて、障がい者やフリースクール生等の就農に繋がるよう、関係団体との連携を促進します。

#### 市民や事業者ができることの主な取組イメージ

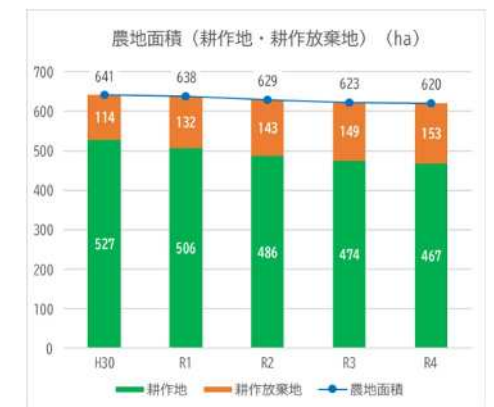
- 半農半Xを実践し、「農」のある新しいライフスタイルを実現する。（市民）
- 高齢化等により耕作できない農業者は、新たな農業の担い手に遊休農地を貸出、提供する。（市民）
- 福祉事業者はじめ幅広い事業者が、農地を利用した活動を推進する。（事業者）

※1 いこまファーマーズスクール：農業以外の仕事をしながら農業を始めたい人（半農半X）、自給農や将来生業として農業に取り組みたい人等を対象とした講座。  
 ※2 スマート農業：ロボット技術や情報通信技術（ICT）を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現する等を推進している新たな農業のこと。  
 ※3 6次産業化：一次産業としての農林漁業と、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組。

### 現状と課題

#### 現状（取組成果）

- ① 農業の担い手の高齢化や鳥獣被害等による営農意欲の低下等に起因して、遊休農地（耕作放棄地）が増加しつつあり、耕作地が年々減少傾向にあることから、これまで新規就農者支援や鳥獣被害防止対策に取り組んでいます。
- ② 市民農園、遊休農地活用事業、いこまファーマーズスクール（半農半X）の開講等により、リタイア層だけでなく、「農」のある新しいライフスタイルを希求する若い世代の潜在的なニーズを掘り起こし、多様な世代の非農家の市民が農と親しむ機会を創出する環境が整いつつあります。
- ③ 有害鳥獣対策の推進や豚熱の流行により、農地の被害が減少しています。
- ④ 非農家の市民の「農」とふれあう機会の市民ニーズが高まっています。



#### 主な課題

- ① 農業従事者が減少していることから、いこまファーマーズスクールを定期的開催し、農業の担い手を継続的に養成していくとともに、スクール卒業生を就農に繋げていく必要があります。
- ① 農機具の近代化大型化により、農機具の利便性は高まっているものの、生駒市は山間部にも農地が多く、進入路が狭くて大型の農機具の使用が困難なことから、農地の活用に向けた環境整備が必要です。
- ② 遊休農地が増加する一方で、遊休農地活用事業や新規就農者及びいこまファーマーズスクール卒業生の利用農地が無い等、活用農地の供給が不足しており、一部の農家では、第三者に農地を売却したり、貸したりすることへの抵抗感が根強くある。これに対して、集落座談会の開催や農業委員会の現場活動を通じて、農家の理解促進と遊休農地解消を図り、農地としての有効利用を進めていく必要があります。
- ② 農業の担い手が不足する中、農地活用を高めるためのスマート農業を推進する必要があります。
- ② 生駒の気候風土に合った収益性の高い農産物が見つからないことが課題です。
- ③ 豚熱の終息に伴い、今後有害鳥獣被害の拡大が懸念されます。
- ④ 半農半Xのニーズに応えることができる指導者や農地の確保が必要です。

#### 参考資料

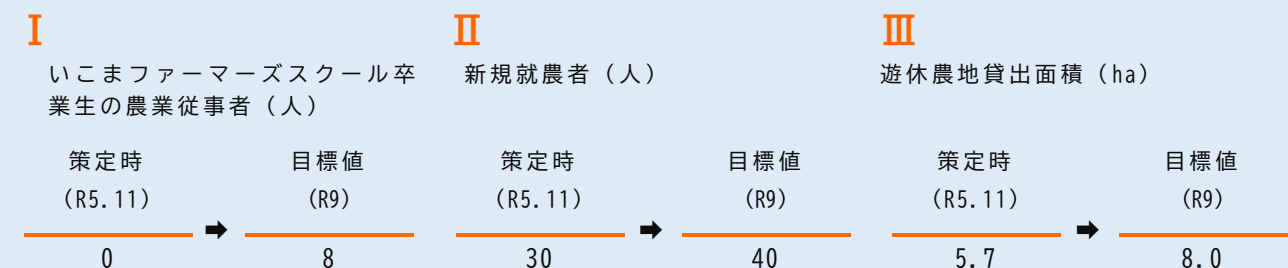
#### 関連する主な分野別計画

農業ビジョン

#### 関連する他施策の主な分野別計画

都市計画マスタープラン、障がい者福祉計画

#### 施策の進捗状況を図る代表的な指標





令和9年度（2027年度）末に  
**めざす状態**  
（施策目標）

まちの生活環境が安全・快適・清潔に保たれている

施策の主な方向性

(1) 環境美化・公害対策の推進

① 環境美化の取組による快適な生活環境の保全

市民の環境美化意識の向上を図るとともに、河川清掃活動や不良状態の空き地等の適正管理指導<sup>※1</sup>等に取り組みます。関係機関と連携する等、不法投棄の防止に取り組みます。

② 継続的な公害対策の推進

大気質や騒音等の環境測定を継続して実施し、市内の環境状況を把握し、監視します。特定施設・特定建設作業<sup>※2</sup>の届出と指導を徹底し、工場・作業場等周辺の環境保全に取り組み、公害苦情の発生源に対し関係機関と連携して対応します。

(2) 防犯・消費者保護対策の推進

① 地域防犯力の向上

地域の安全は地域で守るという意識の向上を図るため、警察との連携を一層強化し、防犯教育の充実や防犯活動への支援を行うとともに、防犯設備を整備します。

② 消費者トラブルの未然防止

地域全体での見守り活動を通じて、高齢者をはじめ、認知症の人や障がい者等の消費生活上特に配慮を要する消費者を消費者被害から守ります。社会経験の少ない若年層を中心に、広く市民を対象とした消費者問題の啓発や消費者教育を推進します。

(3) 交通安全対策の推進

① 道路交通環境の整備

警察と連携し、道路標示等の設置を進め交通事故の減少を図ります。駅周辺の交通環境改善のため、施設の整備と利便性向上を図ります。関係機関が連携して通学路の合同点検を実施し、児童生徒の通学路の安全を確保します。

② 交通安全思想の普及徹底

市民、事業者、警察との協働により、交通事故多発箇所の分析を行い、様々な年代の市民の交通安全意識向上に向けた取組、交通マナー向上に向けた啓発活動や注意喚起を行います。

市民や事業者ができることの主な取組イメージ

- 所有する空き地等を適切に管理する。(市民・事業者)
- 公害を未然に防ぐための対策を講じる。(事業者)
- 地域での登下校時の交通安全活動へ積極的に参加する。(市民・事業者)
- 児童の見守り活動や地域のパトロール等、地域ぐるみの活動へ積極的に参加する。(市民・事業者)

※1 適正管理指導：空き地等が管理不全な状態であると認めるときに、当該空き地等の所有者等に対し、必要な措置について助言や指導を行うこと。  
 ※2 特定施設・特定建設作業：騒音規制法、振動規制法による、工場・事業所に設置される著しい騒音や振動を発生させる機械等を「特定施設」、くい打ち機や削岩機を使用する作業等の建設工事での著しい騒音や振動を発生させる作業を「特定建設作業」。  
 ※3 特殊詐欺：犯人が電話やハガキ等で親族や公共機関の職員等を名乗って被害者を信じ込ませ、現金やキャッシュカードをだまし取ったり、医療費の還付金が受け取れる等と言ってATMを操作させ、犯人の口座に送金させる等の犯罪。

現状と課題

現状（取組成果）

- ① 生駒市まちをきれいにする条例」に基づいた不良状態の空き地等に対する適正管理指導や、市民等と協働での河川・駅付近での清掃活動、環境美化啓発に取り組んでいます。
- ② 公害苦情相談に対し、県等の関係機関と連携して対応しています。
- ③ 不法投棄防止パトロールや不法投棄物の撤去を実施しています。
- ④ 防犯カメラの設置補助等を通じて、地域の防犯意識を醸成しています。
- ⑤ 学校園で出前防犯教室を実施し、児童・生徒や職員の防犯意識の向上を図っています。
- ⑥ 消費生活上特に配慮を要する消費者を地域全体で見守るため、「生駒市消費者安全確保地域協議会」を設置し、民生・児童委員、警察等と連携して見守り活動を実施しています。
- ⑦ 特殊詐欺<sup>※3</sup>防止電話の補助金の支給や、特殊詐欺情報を積極的に発信し、注意喚起を呼びかける等、特殊詐欺への対策を進めています。
- ⑧ 交通安全教室や交通安全運動、イベント等を開催し、市民の交通安全意識を向上させています。
- ⑨ 交通指導員による定期的な巡回、啓発活動を行い、違法駐車への減少に向け取り組んでいます。
- ⑩ 関係者と通学路の合同点検を行い、関係機関による対応を含め必要な対策を講じています。



主な課題

- ① 不良状態の空き地等に対する苦情が多く届いています。
- ② 公害苦情件数は少ないものの、適宜、関係機関等と連携し、適切に対応する必要があります。
- ③ 不法投棄の防止に向け、関係機関との連携を強化していく必要があります。
- ④ ⑤ 防犯用品の貸出や出前防犯教室等の機会を活用して、市民一人一人の防犯意識の醸成を図っていく必要があります。
- ⑥ ⑦ 消費者トラブルの未然防止や被害の拡大防止に向けて、市民自らが判断・行動するための情報の提供や、消費生活センターの知名度を上げることが課題です。
- ⑥ ⑦ 成人年齢が18歳に引き下げられ、自分の判断で様々な契約が出来るようになったこともあり、若年層を中心とした消費者トラブルの増加が懸念されます。
- ⑨ 生駒駅周辺の自転車駐車場の老朽化が進み、各施設において劣化が見られるため、順次補修を行っていく必要があります。
- ⑩ 通学路の合同点検による危険箇所の対策については、交通状況の変化やインフラの老朽化が急激に進むことが予想されることから、都度対応し続けることが求められます。
- ⑩ 国の補助金や交付金等を活用しながら、引き続き生活道路安全対策工事を実施する必要があります。

参考資料

関連する主な分野別計画

環境基本計画、通学路交通安全プログラム

関連する他施策の主な分野別計画

空家等対策計画、マンション管理適正化推進計画、公園施設長寿命化計画

施策の進捗状況を測る代表的な指標

I		II		III	
刑法犯罪の認知件数（件/年）		快適な生活環境が保たれていると感じている市民の割合（％）		不法投棄回収量（kg）	
策定時	目標値	策定時	目標値	策定時	目標値
第1期	第2期	(R4)	(R9)	第1期	第2期
(R1)	(R4)	(R4)	(R9)	(R1)	(R4)
382	305	45.2	現状値より上昇	9,230	11,928
	386				10,735

# 脱炭素・循環型社会



令和9年度（2027年度）末に  
**めざす状態**  
（施策目標）

多様な主体との協働により、環境にやさしいまちが実現できている

## 施策の主な方向性

### （1）住宅都市における脱炭素化の実現

#### ① 住宅都市を脱炭素化する事業モデルの確立・波及

いこま市民パワー(株)を核としたエネルギーの地産地消と、自治会集会所等を地域住民の交流拠点とする複合型コミュニティ※1（愛称：まちのえき）を組み合わせ、地域コミュニティの活性化を通じた脱炭素化を推進します。市民及び関連企業・団体との連携を図りながら、環境・社会・経済が好循環する、住宅都市の脱炭素化事業モデルとして確立し、市域への波及を図ります。

#### ② 再エネ・省エネの普及促進

再生可能エネルギー発電設備及び蓄電池のさらなる普及を図ります。公用車の電気自動車への移行や、HEMS※2等の導入によるエネルギー使用の見える化・効率化を推進します。省エネ住宅の新築、住宅の省エネルギーフォームを支援する国による多種多様な支援制度への誘導や国の動向に応じた本市支援策の見直し等、住宅の省エネ化に向けて引き続き普及・啓発を図ります。

### （2）環境負荷低減に向けた取組の推進

#### ① リデュース・リユースの拡充

循環型社会の形成のために、様々な機会を捉えてリデュース・リユース等の啓発活動を行い、ごみを生まないライフスタイルへの転換を促し、ごみ総排出量の低減につなげます。食品ロスの減少に向け、市民団体や関係機関と連携した取組を推進します。

#### ② 環境負荷の小さいごみ処理の推進

清掃リレーセンター、清掃センター、エコパーク21の3施設について、施設の在り方や処理の効率化・延命化について検討し、実施します。生ごみや剪定枝といったバイオマス※3の資源化の推進や、循環型社会の形成につながる取組を地域コミュニティで実施します。

### （3）脱炭素・循環型ライフスタイルへの転換

#### ① 環境活動の支援と環境教育・啓発の推進

いこまSDGsアクションネットワーク※4に参加する企業・団体等が企画・実施する環境活動を支援するとともに、連携して環境教育・啓発に取り組みます。国や社会の動向等を踏まえつつ、市民生活に根差した環境教育・啓発を行い、脱炭素・循環型ライフスタイルへの行動変容を図ります。

### 市民や事業者ができることの主な取組イメージ

- 再生可能エネルギー設備・省エネ設備を家庭や事業所に導入する。（市民・事業者）
- 住宅販売事業者等は長期優良住宅等の省エネ性能の高い住宅を提案する。（事業者）
- 5R※を意識し、ごみの減量と資源化を実践する（市民・事業者）
- 食品ロスの低減に繋がる取組を実践する。（市民・事業者）

※1 複合型コミュニティ：施策1参照  
 ※2 HEMS：Home Energy Management Serviceの略。家庭で使うエネルギーを節約するための管理システム。  
 ※3 バイオマス：生物資源（bio）の量（mass）を表す概念で、「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」を指している。  
 ※4 いこまSDGsアクションネットワーク：生駒市に関わる企業・団体等が、それぞれの有する資源や知見を活かし、目指すゴールや生駒市の地域課題の解決に向けて連携することで、SDGsの達成や持続可能なまちづくりを推進することを目的としたネットワークのこと。  
 ※5 5R：Reduce（リデュース⇒ごみを減らす）、Refuse（リフューズ⇒不要なものは断る）、Reuse（リユース⇒繰り返し使う）、Repair（リペア⇒修理して使う）、Recycle（リサイクル⇒再生利用）の5つの頭文字のRからなる言葉。廃棄物をできるだけ出さない社会をつくるための基本的な考え方のこと。

## 現状と課題

### 現状（取組成果）

- ① 民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ等の実現を目指す「脱炭素先行地域」に、国から選定され、取組を進めています。
- ② 太陽光発電、蓄電池等の設備導入を支援する補助事業の実施等、地域の脱炭素化を進めています。
- ③ 環境負荷軽減に向けて、長期優良住宅や低炭素住宅の認定や普及促進に取り組んでいます。
- ④ 食品ロス低減に向けて、フードドライブに取り組んでいます。
- ⑤ 清掃センターの延命化・省エネルギー化を進めています。
- ⑥ 指定ごみ袋のバラ売り（レジ袋への活用）により、レジ袋のリデュースを進めています。
- ⑦ ごみ減量・資源化の意識啓発や情報提供の担い手となる「こども5R※5アドバイザー」の養成を進めています。
- ⑧ 企業や市民団体、教育機関等の連携による「いこまSDGsアクションネットワーク」を発足し、SDGsの達成や持続可能なまちづくりを推進しています。



### 主な課題

- ① 脱炭素先行地域の取組の推進に向けて、既存の住宅地を脱炭素化する事業モデルを確立し、市域に展開することで、効果的・効率的な脱炭素化の推進に取り組む必要があります。
- ② いこま市民パワー(株)を核としたエネルギーの地産地消の実現に向け、公共施設、家庭等への太陽光発電及び蓄電池等のさらなる普及・拡大に取り組む必要があります。
- ③ 国等から省エネ住宅の新築、住宅の省エネルギーフォームで活用できる支援策が創設されているため、市民への支援策の周知・誘導方法の確立や近年の動向に合わせた本市の支援事業等の見直しが必要です。
- ⑤ ごみの処理に関する施設を計画的に更新、修繕していくために、今後の施設の在り方についての検討が必要です。
- ⑥ ⑦ 清掃リレーセンターに持ち込まれた不要品の中から状態の良い家具等をリユース品として市民に販売していますが、より多くの市民に利用していただけるICT活用の環境づくりが必要です。  
・在宅勤務等のライフスタイルの変化により、ごみの排出状況に変化が生じています。

## 参考資料

### 関連する主な分野別計画

環境基本計画、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画、一般廃棄物処理実施計画、SDGs未来都市計画環境モデル都市アクションプラン

### 関連する他施策の主な分野別計画

教育大綱、食育推進計画

## 施策の進捗状況を測る代表的な指標

I 地域のCO2排出量（万t-CO2）		II 住宅の省エネ化率（%）		III ごみ排出量（t）	
策定時 （R3）	目標値 （R9）	策定時 （R4）	目標値 （R9）	策定時 （R4）	目標値 （R9）
27.55	23.26	8.2	12.6	32,461	30,367

# 街の空間づくり



令和9年度（2027年度）末に

## めざす状態

（施策目標）

快適で安全な空間づくりにより、出かける人が増えている

### 施策の主な方向性

#### （1） 魅力あふれる都市拠点の形成

##### ① 中心市街地の再構築

生駒駅周辺地域において、市民や来街者にとって「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の実現に向けて都市空間の再編を進め、まちの魅力創出とエリア価値向上に取り組みます。生駒駅南口では、目指すまちの姿を地区の住民、事業者等の関係者と共有したうえで、公民連携により、生駒市の玄関口及び宝山寺の門前町らしいにぎわいと趣あるまちなみ空間や景観形成に向けた検討を進めます。

#### （2） 身近な空間の利活用

##### ① 身近な空間を活用した交流・滞在の場の創出

身近な空間を活用した交流・滞在の場を創出するため、市民や事業者等による自主的な取組を支援するとともに、交流・滞在の場として活用できる新たな空間の整備、検討を進めます。

#### （3） 魅力ある緑・景観づくり

##### ① 緑の質の向上

適切な整備を行うことで、生物の多様性を保ち、景観面の改善にもつなげる緑の質の向上を図るため、市民・事業者等が行う緑化活動や里山保全・活用等を支援します。市民等の活動拠点でもある花のまちづくりセンターの魅力を充実させ活性化を図ります。

##### ② 魅力ある公園づくりと公園・緑地等の適正管理

公園の特性や地域のニーズ等に応じて、魅力ある公園づくりを進めるとともに、安全で安心して暮らせるよう、公園・緑地等の計画的かつ適正な維持管理に努めます。

##### ③ 都市景観の保全と形成

生駒市景観形成基本計画に基づき、良好な都市景観の保全と形成に向け、各種法規制や景観まちづくり相談等を通して建築物の新築や更新の際等に、周辺の都市環境や自然との調和を進めます。

#### （4） 移動しやすいまちづくり

##### ① 既存交通手段の充実と多様な移動手段の組合せによる利便性の向上

まちづくりとの連携や市民・事業者との協働により、公共交通サービスの充実を進め、地域特性に応じた公共交通網の形成を図ることで、市民の活動機会を保障します。公共交通の利用促進に向け、地域主体の取組を進めます。

##### ② バリアフリー事業等の歩行者空間の整備

「バリアフリー基本構想」及び「バリアフリー特定事業計画」に基づき、重点整備地区である南生駒駅周辺の駅や道路等のバリアフリー化を進める等、歩行者空間の整備を進めます。

#### 市民や事業者ができることの主な取組イメージ

- 生駒駅周辺のまちづくりに関心を持ち、社会実験等の公民連携の取組に積極的に参加する。（市民・事業者）
- 庭先や身近な公園・緑地・里山・農地等で、花や緑を手入れするスキルを学び、実践してみる。（市民）
- 公園でやってみたいことを実現する「PARK REMAKE QUEST」に参加し、身近な交流の場として公共空間を自由に活用する。（市民）
- マイカー利用の前提を見直し、公共交通サービスを普段から積極的に利用する。（市民）
- 利用者の満足度の向上に向けた経営を進めるとともに、日常生活に支障ない公共交通サービスの提供を継続する。（事業者）

### 現状と課題

#### 現状（取組成果）

- ① 公民連携のまちづくり組織「生駒駅南口エリアプラットフォーム※1」を発足し、まちの将来像や取組方針である「生駒駅南口みらいビジョン」を策定し、中心市街地の再構築に取り組んでいます。
- ② 市民団体等による里山保全や活用の支援、専門家によるアドバイス、学びや交流の支援、活動場所の提供等を行っています。
- ③ 市民が主体的に公園等を活用する取組が生まれています。
- ④ バリアフリー特定事業計画に基づき、鉄道駅及び道路等のバリアフリー化に向けて、取組を進めています。
- ⑤ 公共交通に係る関係者が参画する「生駒市地域公共交通活性化協議会」を中心に、持続可能な公共交通サービスの提供に向けて取り組んでいます。
- ⑥ 廃止・見直しの提案があった市内バス4路線沿線地域において、市民・事業者・市の三者で持続的な路線バスのあり方等の話し合いを継続しており、利用促進に係る地域主体の取組を協働で進めています。



#### 主な課題

- ① 生駒駅南口みらいビジョンの実現に向けたまちづくり推進体制の強化や、ハード、ソフト両面でエリア価値向上に資する取組の推進が必要です。
- ② まちなかの花や緑、里山、農地等の手入れをする担い手が固定化・高齢化しており、次世代の確保に課題があります。
- ③ 公共施設等の身近な空間を活用した交流・滞在の場の創出を促進していくことが必要です。
- ④ 鉄道駅及び道路等のバリアフリー化には、多額の費用と期間を要するほか、関係者との協議、調整が必要です。
- ⑤ 持続可能な公共交通サービスの運営に向けた市内公共交通の再構築が求められます。
- ⑥ 自動車から公共交通を利用した移動へ、安心して転換できる環境づくりとまちづくりとの連携が必要です。
- ⑦ 買い物や通院等が不便な地区の移動、高齢者等の近距離移動の支援等、地域の特性に応じた日常生活を支える地域公共交通サービスの検討が必要です。
- ⑧ 歩行者空間整備ガイドラインに基づき、計画的に事業を進めていく必要があります。

### 参考資料

#### 関連する主な分野別計画

都市計画マスタープラン、緑の基本計画、景観計画、景観形成基本計画、公園施設長寿命化計画、バリアフリー基本構想、バリアフリー特定事業計画、地域公共交通計画、歩行者空間整備ガイドライン

#### 関連する他施策の主な分野別計画

空家等対策計画、環境基本計画、障がい者福祉計画、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

### 施策の進捗状況を測る代表的な指標

I		II		III	
中心市街地における主要な通りの滞留人口（人/時、平日・休日）		市民主体の公園利用件数（件/年）		都市拠点へのアクセス性（％）	
策定時 (R5)	目標値 (R9)	策定時 (R4)	目標値 (R9)	策定時 (R4)	目標値 (R9)
15	30	35	50	68.3	73.8

※1 エリアプラットフォーム：エリアに関わる官民の様々な人材が集積し、エリアの将来像や課題解決について話し合う議論の場。



令和9年度（2027年度）末に  
**めざす状態**  
（施策目標）

くらしを支える都市基盤の整備・更新が進み、魅力ある街と快適な住環境が実現している

施策の主な方向性

(1) 都市環境の整備

① 地域特性に合わせた土地利用の誘導

職住一致や職住近接等、社会の変化に応じた多様な暮らしに視点を置き、それぞれの地域にあった都市計画の見直しや、都市機能・生活機能・産業機能の誘導を図ります。

② 住生活の確保・向上

誰もが安心して住み続けられるよう、市営住宅の適正管理等による居住支援や、空き家対策等による良好な住宅・住環境の形成に取り組み、豊かな住生活の実現を図ります。ライフスタイルの変化等に対応し、柔軟に住まいを選択できるよう、住宅の流通や利活用の促進に取り組みます。

(2) 学研都市づくり

① 学研高山地区第2工区等の整備促進

学研高山地区第2工区において、順次段階的に地権者組織を立ち上げ、組合施行による土地区画整理事業を進めるとともに、奈良先端大とも連携しつつ当地区を含む周辺地域の価値向上に資する取組を進めます。学研高山地区の玄関口、北部地域の地域拠点である学研北生駒駅北地区においては、組合施行による駅前広場や道路等の整備を含む土地区画整理事業を進めるとともに、周辺住民や事業者等との協創によるエリアマネジメントを見据えたまちづくりに取り組みます。

(3) 道路の整備・維持保全

① 安全・快適に通行できる道路環境の確保

国や県が実施する広域幹線道路の整備を関係機関と推進するとともに、市道の整備や安全対策、橋梁等の道路インフラの長寿命化を図ることで安全・快適な道路ネットワークの構築を進めます。

(4) 安定的な上下水道の供給・処理

① 安全・安心な水の供給

水道事業ビジョンに示している施設整備計画に基づき、水道施設の更新と耐震化を計画的に進めるとともに、県域水道一体化後も安全・安心な水の供給に取り組みます。

② 適正な汚水処理

下水道管渠の整備を進めるとともに、老朽化した下水道施設を計画的かつ効率的に更新等を行います。下水道事業の広域化に向けて、県等の関係機関と調整します。単独処理浄化槽から合併処理浄化槽<sup>※1</sup>への転換を促すため、補助を行う等、普及を図ります。

市民や事業者ができることの主な取組イメージ

- 本市の各計画や事業進捗を確認し、事業所や研究施設等の立地を検討する。(事業者)
- 地域とまちの将来像を話し合う場に参加する。(市民・事業者)
- 良質な住宅ストック<sup>※2</sup>を次世代に継承するため、適正な維持管理を行う。(市民・事業者)
- 学研都市づくりに関する情報を収集し、まちづくりへの関心を高める。(市民・事業者)
- 道路について、軽易な異常の早期発見のため、システムによる通報を行うとともに、雨水樹のつまりや草刈等の軽易なものについて、地域で解決できるような体制づくりを行う。(市民)
- 下水道が整備された区域では、すみやかに下水道へ接続する。(市民)
- 単独処理浄化槽や汲み取りから合併処理浄化槽への転換を早期に行う。(市民)

※1 合併処理浄化槽：台所やお風呂、洗濯等の生活雑排水を、し尿と合わせて処理できる浄化槽。  
 ※2 住宅ストック：既存住宅のこと。  
 ※3 空き家流通促進プラットフォーム：不動産、建築、法律等の専門家団体により構成され、空き家の状況や所有者の意向にあわせて、流通を支援する組織（正式名称：「いこま空き家流通促進プラットフォーム」）。

現状と課題

現状（取組成果）

- ① 「住まい方・暮らし方を選択できるまち」を目標とする「都市計画マスタープラン」を策定し、適切な土地利用を進めています。
- ② 空き家流通促進プラットフォーム<sup>※3</sup>による売却・賃貸の支援、空き家所有者に向けたセミナー開催や活用者に向けた中古住宅の活用事例の紹介等、空き家の流通を促進しています。
- ③ 市営住宅等は、各種対策工事等を実施することにより、建物の耐久性と居住性を向上させ既存施設の長期的な活用を図っています。
- ④ 学研高山地区では、本市が目指す第2工区のまちづくりの方針を策定し、先行個別地区として、学研高山地区南エリアまちづくり協議会を設立しました。
- ⑤ 学研北生駒駅北地区では、まちづくり協議会を設立し、まちづくり基本構想の実現に向けた取組を進めています。
- ⑥ 広域幹線道路の早期整備に向けて、事業主体である国土交通省や奈良県と共に、地元説明や用地交渉等の事業協力を実施しています。
- ⑦ 市道については、安全な歩行者空間の整備と適切な維持保全に取り組んでいます。
- ⑧ 県域水道一体化に向けて、関係団体等と協議・検討、調整を進めています。
- ⑨ 下水道の面整備事業を実施するとともに、合併処理浄化槽の普及を促進することで、効率的な汚水処理を進めています。



主な課題

- ① 市街地等における都市機能・生活機能の維持や産業機能の集積が必要です。
- ② 多様な住まいのニーズに対応できるよう、賃貸住宅を充実させるとともに、マンションの管理適正化に向け、関係団体と連携し相談体制の構築等に取り組む必要があります。
- ③ 市営住宅については、計画的かつ適正な維持管理が必要です。
- ④ ⑤ 学研高山地区第2工区は産業・学術研究拠点形成、学研北生駒駅北地区は北部地域の地域拠点形成に向けて、民間企業の参画によるノウハウを活用したまちづくりが必要です。
- ⑥ 広域幹線道路の整備にあわせて、その効果を最大限に発揮させるための道路ネットワークを形成する周辺道路の整備が必要です。
- ⑧ 県域水道一体化後も、市民サービスを低下させないよう円滑に事業を移行する必要があります。
- ⑨ 持続可能な下水道事業の運営に向けて、施設や経営状況の健全性を高める必要があります。
- ⑨ 補助制度等を活用して、合併処理浄化槽への転換を促進する必要があります。

参考資料

関連する主な分野別計画

都市計画マスタープラン、空家等対策計画、生駒市営住宅長寿命化計画、学研北生駒駅中心地区まちづくり構想、橋梁長寿命化修繕計画、水道事業ビジョン、生活排水処理基本計画、下水道ストックマネジメント計画、効率的な汚水処理施設整備基本計画

関連する他施策の主な分野別計画

緑の基本計画、景観計画、景観形成基本計画、公園施設長寿命化計画、バリアフリー基本構想、バリアフリー特定事業計画、地域公共交通計画、歩行者空間整備ガイドライン

施策の進捗状況を測る代表的な指標

I 地区計画の決定・変更件数（件）		II 補修が必要な橋梁の工事完了率（％）		III 下水道普及率（％）		
策定時 (R4)	目標値 (R9)	策定時 (R4)	目標値 (R9)	策定時		目標値 (R9)
				第1期 (R1)	第2期 (R4)	
0	5	20.0	100	71.4	72.6	74.8





令和9年度（2027年度）末に

## めざす状態

（施策目標）

デジタル技術やデータの活用による、  
スマートシティの実現に向けた取組が進んでいる

## 施策の主な方向性

## (1) 利便性の高い市民サービスの提供

手続のオンライン化や窓口のデジタル化等により、市民の利便性や市民満足度の向上につながる「書かない・待たない・行かない」市役所の実現に向けた取組を進めます。

## (2) 高度で効率的な行政事務の実現

デジタル化を通じた業務の見直しに加え、より高度な政策立案につながるデータ活用環境や、生産性と効率を高め多様な働き方を実現するデジタルワークプレイス<sup>※1</sup>の整備に取り組みます。

## (3) スマートシティの推進

「誰一人取り残されない」デジタル社会の実現に向け、市民が安全にデジタル技術を利用し、地域へ参画できる取組を進めるとともに、デジタル技術やデータの活用により、地域課題の解決や新たな価値の創出に取り組みます。

## 現状と課題

## 現状（取組成果）

- ① マイナンバーカードの普及促進により、人口に対する保有率は76.8%（令和5年9月末時点）となり、マイナポータル<sup>※2</sup>を活用した32手続（令和5年3月時点）の受付を開始しました。
- ② 来庁手続における利便性の向上のため、「書かない窓口」の一環として、一部の窓口で窓口申請タブレットを導入しています。
- ③ RPA<sup>※3</sup>やAI-OCR<sup>※4</sup>の導入により、業務の効率化を進めています。
- ④ 庁内Wi-Fiの整備やモバイルパソコンの導入、ペーパーレスの推進等、デジタルワークプレイスの整備に向けた取組を進めています。
- ⑤ 人口動態等の統計情報や公共施設の情報、古い風景写真のアーカイブ等、オープンデータ<sup>※5</sup>の整備を進めています。
- ⑥ 市民が意見を出し合う機会として、参加型合意形成プラットフォーム<sup>※6</sup>を整備しています。

## 主な課題

- ① 多くの行政手続で来庁が必要となっており、デジタル技術を活用したまちづくりの具体的な取組を実践する必要があります。
- ③④ 紙中心の業務スタイルから脱却するための意識改革や環境構築が求められます。
- ⑤⑥ 「誰一人取り残されない」デジタル社会の実現に向けた取組は、行政だけでなく事業者や市民の参画等により、持続可能なものとしていくことが必要です。
- ⑥ 市民や事業者の地域参画を促す取組や、より参画しやすい環境の整備が求められます。

## 参考資料

## ■ 関連する主な分野別計画

スマートシティ構想

※1 デジタルワークプレイス：デジタル技術の活用により、生産性の向上や業務の効率化、多様な働き方を実現する業務環境のこと。

※2 マイナポータル：行政手続やお知らせの確認等が可能な、政府運営のオンラインサービスのこと。

※3 RPA：Robotic Process Automationの略称で、PC等のコンピューター上で行われる単純/繰り返し作業等を、人の代わりに自動実施してくれるソフトウェアのこと。

※4 AI-OCR：OCRは、「Optical Character Recognition」の略称で、紙の書類を読み取って解析し、文字データ化するという技術。この解析部分にAIを導入し、特に手書き文字の認識精度を高めたのを「AI-OCR」と呼んでいる。

※5 オープンデータ：主に国や地方公共団体が保有するデータのうち、誰もが容易に二次利用（加工、再配布等）できる形式、ルールで公開されたデータのこと。オープンデータの活用により、市民参加・官民協働の推進を通じた地域課題の解決や経済活性化、行政の高度化・効率化、透明性・信頼性の向上が期待できる。

※6 参加型合意形成プラットフォーム：オンラインで多様な市民の意見を集め、お互いに議論し、それを収束して政策等に結びつけていくための機能を有しているオンラインでのプラットフォームのこと。

令和9年度（2027年度）末に

**めざす状態**

（施策目標）

それぞれの強みを活かし、多様な主体との協創のまちづくりが進んでいる

**施策の主な方向性****（1）参画と協働のさらなる推進**

市民、事業者、教育・研究機関等の多様な主体と目的を共有し、互いの役割を尊重しながらまちづくりを進めるため、市政への参画機会のさらなる拡大と協働の取組を推進します。

**（2）公民連携の推進**

地域課題の解決に向けて、「生駒市協創対話窓口<sup>※1</sup>」を活性化し、民間事業者等のノウハウやアイデアを活用した公共サービスの創出を推進します。

**（3）さらなる推進に向けた職員意識や庁内連携の強化**

市民・事業者との参画・協働・公民連携の具体的実践に向けた仕組みづくりや、職員の一層の意識改革と育成に取り組めます。

**現状と課題****現状（取組成果）**

- ① 市政研修会等で市政に関する情報を市民に届ける等、市政への参画機会の拡大に取り組んでいます。
- ② 「生駒市自治基本条例」及び「参画と協働の指針」に基づき、参画と協働のまちづくりへの取組を進めるとともに、取組状況の調査等を通じて、市民協働がより効果的に進むよう努めています。
- ③ 公民連携のワンストップ窓口である「生駒市協創対話窓口」等を通じて、公民連携事例の創出に取り組んでいます。
- ④ 公民連携の実証実験の提案数や事業化件数は増加傾向であり、地域課題を解決するものから、公共サービスの利便性向上につながるものまで幅広く実施しています。
- ⑤ 参画と協働のまちづくり研修を実施し、職員の参画と協働への意識醸成に取り組んでいます。

**主な課題**

- ① 市政への関心を高めるために、市民や事業者等の参画の機会等の環境づくりが必要です。
- ② 参画と協働の推進に向けて、市民や事業者、教育・研究機関等の意識向上が必要です。
- ③④ 各部署での公民連携による取組が創出されるよう、連携事例を発信していく必要があります。
- ③④ 事業者から積極的かつ効果的な提案が得られるよう行政課題やニーズに関する情報発信を継続する体制が課題です。
- ⑤ 参画と協働、公民連携に対する職員の意識醸成が必要です。

**参考資料****■ 関連する主な分野別計画**

参画と協働の指針、公民連携基本指針

※1 生駒市協創対話窓口：民間主体と行政が、対話による相互理解を進め、アイデアを出し合い、互いの強みを掛け合わせることで、地域課題の解決や新たな価値を協創するために設置された提案窓口。

令和9年度（2027年度）末に

**めざす状態**

（施策目標）

まちへの愛着・まちづくりへの共感が広がり、地域に関わろうとする意欲が増えている

**施策の主な方向性****（1）情報発信による開かれた市政運営**

市政や地域への理解と関心を高め、市民等によるまちづくりへの積極的な参加を促すために、市政情報や地域情報を発信・共有します。

**（3）「暮らす価値があるまち」としての都市ブランド構築**

多様な主体と生駒の魅力を生み出し、発信することで、その価値が継続的・複合的に人々に浸透する機会を増やし、「暮らす価値のあるまち」として選ばれる都市ブランド構築を目指します。

**（2）広聴活動の充実**

多様な主体の意見を聴く機会や手段を充実し、市民ニーズを把握するとともに、政策形成や事務・サービスの改善に反映します。

**（4）市域への来訪者誘引**

市域への来訪者を誘引し、地域イメージの向上や関係性の構築に向けた効果的なプロモーションを実施します。

**現状と課題****現状（取組成果）**

- ①多様な広報媒体による情報発信と共有を通じて行政活動を可視化するほか、地域への興味・関心を高め、行政・地域・市民相互のより良い関係づくりをサポートしています。
- ②パブリックコメント、住民説明会、市長懇談会やティーミーティング、ワークショップ、アンケート等により市民の意向を把握し、市政への反映に努めています。
- ③いこまち宣伝部<sup>※1</sup>やプロモーションサイト「グッドサイクルいこま」等、地域との関わりをデザインして、地域の協力者を増やしています。
- ④生駒山や宝山寺、茶釜といった観光資源を活かし、市外からの認知獲得や来訪者増加につながっています。

**主な課題**

- ①②多様な主体とのコミュニケーションを充実させ、行政運営に反映させたり、市民参画につなげたりすることが必要です。
- ①③「住む」「働く」「楽しむ」が満たされるまちへと転換する時期にあることを伝え、その方向性に共感を広げることが必要です。
- ③機能的な価値にとどまらず、心理的な価値を軸にした情報編集によって、都市イメージをより豊かに発展させることが必要です。
- ④観光資源だけでなく、日常生活を豊かにする活動を知ってもらい、参画意欲や居住意欲につなげることが必要です。

※1 いこまち宣伝部：生駒市の魅力を発掘し、市公式SNSやウェブサイトが発信する市民PRチーム。



令和9年度（2027年度）末に

## めざす状態

（施策目標）

財政規律を維持しながら、社会や住民ニーズの変化に対応できる仕事の進め方・働き方ができている

## 施策の主な方向性

## （1）持続可能な財政の運営

税収の確保や行政改革の推進に継続的に取り組むことによって、社会経済情勢の変化や住民ニーズに柔軟に対応できる持続可能な財政運営を維持します。

## （3）情報公開による開かれた市政の推進

市が保有する情報を適切に管理、公開することにより、公正で開かれた市政の推進を図ります。

## （2）ファシリティマネジメント※1の推進

公共施設等総合管理計画に基づき、民間企業等と連携し、公共施設の適正配置を進めるとともに、公共施設やインフラ施設の適切な維持管理・長寿命化を図ります。

## （4）行政課題に対応できる組織・職場環境づくり

複雑・多様化する行政課題に対応できる組織・人員体制を構築するとともに、それぞれの職員がミッション達成に向けて能力を発揮できる職場環境づくりに取り組みます。

## 現状と課題

## 現状（取組成果）

- ① 補助金制度の見直しやファシリティマネジメントの推進等、行財政改革の取組を進めています。
- ② 後年度の経常経費の増加を意識した事業設計や市債の借入れを厳選する等の取組から、財政運営は総じて健全な状態を維持しています。
- ③ 納期内納付の推進と徴収率の向上に向けて取り組んでいます。
- ④ 生駒駅前の公共施設の機能集約や複合化を中心に、公共施設の適正配置の調整、検討を進めています。
- ⑤ 市民に対する説明責任を果たせるよう、「生駒市情報公開条例」に基づき、行政文書の管理体制を整備し、情報公開制度を適正に運用しています。
- ⑥ 社会人採用等の取組を通じて、官民で活躍する専門性の高い人材を積極的に採用し、行政課題の解決に向けて取り組んでいます。
- ⑦ 人材育成基本方針V・M・V（ビジョン・ミッション・バリュー）※2を軸とした人事施策を実施しています。
- ⑧ 時差出勤、育児休業の拡大やテレワークの推進等、職員が働きやすい職場環境づくりに取り組んでいます。

## 主な課題

- ①② 市税収入の増加が見込めない中、高齢化に伴う社会保障関係費の歳出増加や、公共施設の更新需要の増加に加え、新たな行政課題にも対応できる財政運営を行っていく必要があります。
- ③ 納付環境の整備や適正な滞納処分により、納期内納付を推進する必要があります。
- ④ 公共施設の適正配置について、利用者等との調整を含め、計画的に進めていくことが必要です。
- ⑥⑦ V・M・Vのより一層の理解・実践が課題です。
- ⑧ 職員の成長やモチベーションの維持向上のため、さらなる柔軟な働き方、組織全体の心理的安全性の向上が必要です。

## 参考資料

## ■関連する主な分野別計画

中期財政計画、公共施設等総合管理計画、公共施設マネジメント推進計画・個別施設計画、公共施設保全計画、定員適正化計画、特定事業主行動計画、人材育成基本方針、障がい者任用指針

※1 ファシリティマネジメント：公共施設等（公共施設とインフラ施設）について、長期的な視点で、更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現すること。

※2 V・M・V（ビジョン・ミッション・バリュー）：市職員一人一人が業務を進めるうえで意識する、「目指すまちの姿（ビジョン）」「使命（ミッション）」「大事にする価値観（バリュー）」のこと。